

**「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」(案)
に関するご意見とそれに対する考え方・対応**

2017年12月27日
株式会社国際協力銀行

- 1. 全般
- 2. 前書き
- 3. 第1部
- 4. 第2部

- 1. 頂戴したご意見はご意見の趣旨毎に分割、抽出して該当する項目のところに掲載しています。
- 2. 分割、抽出したご意見は、読みやすさの観点から一部、接続詞や冒頭の言葉等割愛させていただいている場合があります。
- 3. 頂戴したそれぞれのご意見全文は32頁以降に掲載しています。

1. 全般

ご意見	考え方・対応
<p>福島原発事故は豊かな国土を人間が幸せに生きることができない場所にしてしまいました。人々が本当に安心して生活できる環境にはほど遠いです。大きな被害を福島県民だけでなく、日本国民だけでなく、地球環境と未来の人類にまで向こう数百年、数万年回復することができない被害を与えてしまいました。</p> <p>原発輸出なんてとんでもない。情報公開指針案は問題だらけです。 (ご意見3)</p>	<p>政府は、エネルギー基本計画(平成26年4月)第3章 第4節 5.(3)世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献 において、東電福島第一原子力発電所事故の教訓に基づき、安全性を高めた原子力技術と安全文化を共有していくことは我が国の責務であるとの認識を示しています。</p> <p>JBICとしては、このような日本政府の方針を踏まえつつ、原子力プロジェクトの支援に際しては、本情報公開指針に沿って、適切な情報公開配慮が行われるよう、その確保に最大限の努力をしまいる所存です。</p>
<p>国際協力銀行や日本貿易保険が、日本政府の資金によって海外の企業へ原子力発電を販売するのに反対です。</p> <p>1. 安全性が確立していない (ご意見6)</p>	
<p>日本の原子力発電は100%安全といえません。過去にも事故を起こしています。海外へ輸出しないで下さい。 (ご意見7)</p>	
<p>日立製作所による英国中部のウィルファでの原発発電所建設計画がNEXIを通じて全額補償の方針であると報道されている。結果は最終リスクを国が背負う事となり大問題である。情報公開はこの様な大きな問題の国民判断に繋がる徹底さが必須である。 (ご意見8)</p>	
<p>世界にはまだ一万発を超える核兵器が現存するにも関わらず、日本政府は核兵器の原料となるプルトニウムを生む原発を国内外で推進し核なき世界を妨害しています</p>	

2度核実験強行した印等への原発輸出は核兵器のない世界を目指すわが国の立場に反し田上富久市長「核兵器開発への転用やNPT体制の空洞化への危惧がある」広島松井一実市長「インドに対しては、何よりも早期にNPT体制に加入することによって、核兵器開発につながらないように働き掛けていくべきである」

日本からインド・トルコへ原子力発電所を輸出しないでください

広島、長崎で原爆による大被害を経験し、福島で2011年に破局的な事故を経験したにもかかわらず、なぜ日本は原発という選択肢に固執しようとするのですか？福島原発事故による破壊や損失、放射性物質の飛散などによる被害はまだ継続しているというのに

長崎の被爆者、首相に「どこの国の総理か」

朝日

川野浩一議長「米国の「核の傘」に依存し、条約に冷淡な首相には面と向かってただしたかった」

田中真紀子氏「安全保障の面では、核兵器の禁止条約をなぜ日本は批准しないのか。日本はのらりくらり。安倍さんは無責任」

日本は今も、自国の核廃棄物进行处理するための場所がないのに、海外の核廃棄物も引き取ろうとしているのです。

この時点で、安倍首相の掲げている原発輸出は、破綻している

「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」の第4条3項の問題点

現代世界では、どんな商品でも製造者責任が規定され、そのための保険も完備している現状で、ひとり原発だけが完全免責で保険もなく事故補償負担は事業者を通じて電気を買う一般国民に廃棄物問題も何万年もの危険性を子孫につけ回す構図が問題になってます

(ご意見 15)

もう、原発の時代じゃない。そんなことに公的資金を使うのをやめろ！

(ご意見 17)

原子力プロジェクトに関わらず、戦後、日本がおこなってきた政府の文言について、法律でさえ憲法と真逆のことが書かれ、施行されていることがわかってきました。

原子力プロジェクトにおいては、国内でさえ、誰が責任をとるか責任の所在はあいまいにされていることが福島原発事故でわかったのにもかかわらず、現時点でも原発事故の根本的原因や電気がたりているのに再稼働などさまざまなことが不明確のまま、再稼働がされているという世界一金持ちな工業国とは思えない状況が続いています。

安全神話も原発が電気をおこすのに安価だというウソはばれたのにもかかわらず誰も責任をとらない。

にもかかわらず政府は積極的に原子力プロジェクトの輸出を試みようとしています。国内でも事故後の後処理も6年以上たってもゴテゴテで、多額な税金ですすめた復興(私たちの税金です!)についても、一番支援が必要な被災者や、今も出続ける放射能汚染の垂れ流しについては、誰も責任をとろうとしません。

こんな状況から、事故がおこれば私たち国民の税金が使われる原子力プロジェクトを絶対に推進しないでください! また、今からでも遅くないので、こんな馬鹿なプロジェクトに国際協力銀行が資金提供をするのを阻止してほしいです!

(ご意見 23)

一歳の子供を持つ母親です。

安全確認体制が確立されていない原発を輸出すべきではないと思います。日本でも原発の廃棄物処理をする場所がないというのに、無責任すぎる。将来の子供たちの事を考えても原発自体に不安です。公的資金を使った原発事業の支援に当たっての安全確認は内閣府内に設けられた検討会議が行うことになっていますが、形式的なものにすぎず、相手国の条約の加入状況や体制を問うだけであり、「安全確認」とは名ばかりではないでしょうか。

また、輸出先の国が日本のように原発事故が起こった場合責任はどうなるのでしょうか。日本が請け負うのですか? これらも含めて国民にきちんと説明すべきではないでしょうか。

(ご意見 27)

フクシマ事故によって原子力事業は、もはや採算が取れる事業ではなくなりました。東芝の例がこのことを端的に語っています。もし、強引に海外への原子力事業の展開を行えば、その責任はその企業とともに、後押しした日本政府

が負うのは誰の目にも明らかです。もし、これに日本国民の税金が投入されるのであれば、当然ながら支出する国民すべてにその内容を明らかにすることが必要です。インドでは、原発建設に反対する住民が警察の暴力などによって故郷を追われ、死者まで出すに至っています。こうした事情を見ない美化された海外原発事業への支援とはいったい何でしょうか？情報公開手続きに関するパブコメということですが、原発輸出そのものに反対であることを表明します。
(ご意見 28)

私は、日本で福島第一原発事故という世界を震撼させる深刻な原発事故が発生し、その後の事故処理が一向に進展せずに、7年近くを経てもいまだに放射性物質の拡散を制御しきれていない状況を見るにつけて、日本から原子力関連施設や資機材を輸出することを快く思えず、公的資金を用いた融資や信用付与はそもそも行って欲しくありません。

今日意見を求められている「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」については、原子力プロジェクト実施者に対して、あらゆるステークホルダーへの必要・十分な情報提供を義務付ける機能を果たせる内容になっているかどうか、はなはだ疑問です。少なくとも最低限情報公開及び住民参加配慮すべき項目を具体的に義務付けるのであれば、JBICが、文字通り情報公開に「配慮する」姿勢があることを示すアリバイとしてしか機能しないおそれを払拭できません。

(ご意見 29)

JBIC/NEXI が原発建設に投資することに反対します。福島原発事故の説明ができていないで、原発建設に日本の税金が使われることを反対します。

投資する前にその原発の情報公開をする為の指針募集とのことですが、あいまいな文言、地域住民(広範囲)の賛同、避難計画の適性の確認等、不明瞭な処が多いと思いますので、情報公開しているのに投資はいいだろうとの思惑が感じられ、この情報公開指針にも疑問がわきます。投資は原発にはしないで下さい！！

(ご意見 30)

原発事故を起こした日本は、この事業の影響をきちんと考え、慎重に進めるべきだと思います。

(ご意見 31)

いまだ福島原発事故からの精算を終えておらず、その後の汚染水の処理もままならない日本が、輸出を図る資格はないということが1点。もう1点は、そもそも原子力発電というシステム自体が、未来からの前借によって成り立っていることを考えると、これほど「無責任」な商売はないと考えます。核廃棄物を長い未来に渡って安全に保管し続けられるのかのプランがないものを、私は支持しません。したがって、原発輸出への公的支援は反対です。

(ご意見 35)

原子力発電所(以下、原発)の立地を前提とする指針作り自体に反対。

株式会社国際協力銀行(JBIC)は、「原子力プロジェクト」への融資・貸付等をするべきではない。原発輸出に公的資金が使われてはならない。従って、原発輸出などを前提に新たな指針を作るのは間違っている。

理由:

原子力発電は、2011年3月11日の東日本大震災に伴う破局的な福島第一原発事故に示されている通り、大きな危険性を持つものであります。事故を起こした当事国である日本が海外へ原発を輸出すること自体、重大な危険性を孕む施設を輸出することであり、到底看過できません。

今回国際協力銀行(JBIC)が作るようとしている指針案は、『誰も安全を確認しない原発輸出の無責任体制』

(<http://www.foejapan.org/energy/export/170720.html>)と指摘されてきた通り、危険な施設である原発の輸出にあたり安全への意識の欠如が露わであり、責任が回避されているかのような内容であります。指針案の内容にも到底受け入れ難いものがあります。私は、原発輸出を前提とする指針を作ることに反対します。

(ご意見 36)

指針・前書きには“東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全である”とありますが、真摯に教訓を踏まえるのであれば、「最も優先されるべき安全」の確保には、これ以上原子力発電所を増やさない事以外、一体何があるのでしょ

うか。

震災による原発事故により、改めて私たち人類には「受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう」な原子力利用は不可能である事が証明されたはずで

す。「原子力発電による被害は必ずあるが、私たちは被害の軽減に尽力する」との表明は、未だ「被害」の現実を無視していると感じざるを得ません。

取り除くことの出来ない人命に多大なる影響を及ぼす「毒」を量産するが、解毒剤は未だなし、である現在の原子力プロジェクトについて賛同出来る点は、この地球に暮らす人間の一人として、一つも見当たらない。

(ご意見 37)

1. まず、福島原発事故の収束ができておらず、いまだ多くの人が事故の被害に苦しんでいる最中に、日本の公的機関が原発輸出を進めるための指針を作成していること自体に抗議したい。
2. 日本が世界に誇る企業であった東芝の失敗をどのように総括しているのか。東芝問題の引き金を引いたのが原発への投資であることは明らかである。国民の税金を含む公的資金で原発への融資や補償を進めることは、日本という国を東芝化させることであり、到底受け入れられない。いまだ原発事業に採算性があると考え
3. 環境社会配慮を実施する上で、貴行が参照する世界銀行は原発に融資をしないとしている。キム世銀総裁は2015年に来日した際、「原発はリスクが未知数なため、世銀は投資の対象にはしない。炭素税導入で、火力発電によるCO2排出量を抑えると同時に、地熱、水力などのクリーンエネルギーへの投資を拡大するべきと考えている」と発言したそう

だ。福島原発事故を経験し、先進国として温暖化防止にも重い責任を持つ国のエネルギー政策として、こうした姿勢を取るべきである。

(ご意見 40)
情報公開指針案については、産業界、NGO、有識者など広く一般から参加を募り、国際協力銀行と日本貿易保険と

毎回のコンサルテーション会合にご参加いただきありがとうございました。

<p>の共催で計 10 回におよぶコンサルテーション会合を開催され、論点整理を行い、まとめられている。その過程については、弊会から、毎回、同会合に出席し、議論の経緯を把握してきた。</p> <p>今回の情報公開指針案は、原子力プロジェクトに関わる情報公開および住民参加に関する国際的枠組みと公的輸出信用と環境社会デューデリジエンスに関するコモンアプローチを踏まえて作成されている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であることを認識するとともに、同情報公開指針に基づく適切な情報公開配慮の確保に最大限の努力を行うとしており、これらの考え方に基づく方針について、特段異論はない。</p> <p>情報公開指針案は、国際協力銀行ならびに日本貿易保険の「環境社会配慮確認のためのガイドライン」を補完し、わが国政府の政策を踏まえ環境社会に配慮した外国貿易とその他の対外取引の健全な発展に寄与するべく定められたと認識している。一方、わが国企業は、海外事業展開において、他国企業との熾烈な競争にさらされており、従来から Equal Footing の原則の確保を求めてきたところであり、情報公開等については、OECD 加盟国との比較において同水準の確認内容・手続となるよう適切に運用されることを期待する。</p> <p>(ご意見 24)</p>	<p>OECD のコモンアプローチでは、原子力案件について、主要な国際基準として、世界銀行のセーフガードポリシー、国際金融公社のパフォーマンススタンダードの他、原子力安全条約、廃棄物等合同条約、IAEA 安全基準の関連箇所との適合を確認すべきことが記載されております。本指針においてもコモンアプローチと同様の国際基準の適用を記載している他、これら国際基準の内容を踏まえたものになっております。</p> <p>また、コモンアプローチでは、公的輸出信用政策と環境・社会保護政策との一貫性が謳われており、本指針においても、環境ガイドラインと同様、国際経済社会の健全な発展等に寄与すること、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であることを認識することを前書きに記載しております。</p> <p>これらを踏まえ、JBICとしては、指針に沿った確認を行い、セキュリティの観点での機微な情報や商業上等の秘密には十分留意しつつ、適切な情報公開配慮の確保に最大限の努力を行い、これまで通り日本企業の国際競争力確保に十分配慮し、日本の公的機関として国際経済社会の健全な発展等に寄与していく所存です。</p>
<p>保安院、原安委で原子力事業の安全確認を行っていた時には、輸出に関しての安全についても審査されていたのに規制委(庁)になってからは安全確認の担当が(輸出)ありません。輸出に関する安全確認をどこでするのかもいれて実行するようにしてください。</p> <p>(ご意見 10)</p>	<p>情報公開指針は、環境ガイドラインで求めているプロジェクトの情報公開と住民参加に関して、原子力の特性を考慮し原子力プロジェクトに求められる事項について記載するもので、環境ガイドラインを補完するものとして作成されています。その内容はプロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていることを確認するものとなっています。</p>
<p>事業の「安全確認」は他の支援事業と同じく、JBIC と NEXI 自らが責任を持って行うのが当然でしょう。これもまた必須です。</p> <p>(ご意見 11)</p>	<p>他方、安全配慮等確認については、平成 27 年 10 月 6 日に原子力関係閣僚会議において決定された「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に</p>
<p>意見内容 2</p> <p>1. 第 1 部 1. 情報公開配慮確認にかかる基本方針</p> <p>2. 意見内容</p> <p>原子力案件向けの公的信用付与については通常の案件</p>	

<p>以上に細心の注意を払い、審査されることが社会的に期待されることについて十分に理解し、尊重すべきと考えています。</p> <p>日本政府による“安全配慮等確認”、国際協力銀行による“環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン”、“原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針(以下、情報公開指針)”は各々異なる目的をもち、情報公開指針では「原子力プロジェクトの実施主体により、安全の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等に係る情報が適切に現地住民に対して公開されることが担保されている」ことの確認に関する指針であると認識しています。</p> <p>(ご意見 16)</p>	<p>関する要綱」に基づき、公的信用付与実施機関からの求めに応じ、政府が安全確保等の観点から適切な配慮がなされているか確認を行うものと承知しています。</p>
<p>安全性確認は、国任せでなく JBIC としての判断をすべき。それが、できないようなプロジェクトでは、融資すべきではない。</p> <p>(ご意見 18)</p>	
<p>指針の範囲が、情報公開にとどまっています。本来であれば、他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、JBIC、NEXI とともに責任をもって審査を行うべきです。JBIC、NEXI による審査についても、明記してください。</p> <p>(ご意見 22)</p>	
<p>指針の範囲が、情報公開にとどまっているが、本来であれば、他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、JBIC、NEXI とともに責任をもって審査を行うべきこと</p> <p>(ご意見 23)</p>	
<p>指針の範囲が、情報公開にとどまっているが、本来であれば、他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、JBIC、NEXI がともに責任をもって審査を行うべきであり、いったん事故が起これば融資者もその責任を免れないことを肝に銘ずべきです。</p> <p>(ご意見 25)</p>	
<p>そもそも情報公開への配慮で原発の影響を防止できるのか、疑問である。曲がりなりにも原発への融資を検討するのであれば、少なくとも他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、貴行が責任をもって審査を行うべきである。</p> <p>(ご意見 40)</p>	
<p>「6.意思決定への反映」2行目の「必要と考える場合」は削</p>	<p>本情報公開指針は環境ガイドラインを補完す</p>

<p>除。「必要かどうか」を考えるステップは判断を曖昧にし、無駄なだけである。その他にも「配慮」「適切な」「留意する」「認識し」といった曖昧な用語が目立つ。情報公開の適切性の判断を明確に行えるような指針とすべく、これら曖昧な用語の使用は極力排除すべきである。</p> <p>(ご意見 4)</p>	<p>るものとして位置付けており、JBICとして実施可能な内容をなるべく正確に、また環境ガイドラインの表現と整合を図りつつ作成致しております。環境ガイドラインによる確認と合わせ、本情報公開指針に基づく確認を着実に実施してまいる所存です。</p>
<p>情報公開配慮確認と定義しているが、「配慮」は削除すべき。わざわざ、「配慮」と入れれば、すべてが曖昧でもよいという認識になりかねないため。</p> <p>(ご意見 18)</p>	
<p>全体について、この指針はJBIC/NEXIの努力義務を定めるものであり、この義務に違反した場合においてJBIC/NEXIに特段の罰則が生じるものではないと理解している。であればこそ、あいまいな表現は排除すべきだと考える。</p> <p>(ご意見 19)</p>	
<p>第1部1項 Para10でJBIC/NEXIは適切な情報公開がなされるよう、「なるべく」早期の段階から働きかけるとあるが、「なるべく」というあいまいな表現を使うべきではない。</p> <p>(ご意見 19)</p>	
<p>1. 情報公開配慮確認にかかる基本指針</p> <p>当行は、適切な情報公開配慮が行われるよう、その確保に最大限努力する。とあるが、適切な情報公開が必須ではなく、努力目標になっているように読める。原子力発電所の事故時の影響の大きさを鑑みるに、この方針では不十分と考えます。</p> <p>(ご意見 32)</p>	
<p>以下意見を申し上げます。</p> <p>1. 情報公開配慮確認にかかる基本指針</p> <p>当行は、適切な情報公開配慮が行われるよう、その確保に最大限努力する。</p> <p>とあるが、適切な情報公開が必須ではなく、努力目標になっているように読める。</p> <p>原子力発電所の事故時の影響の大きさを鑑みるに、この方針では不十分である。</p> <p>最大限ではなく、伴えば実施、伴わなければ実施しないと具体的に明記すべき。</p> <p>(ご意見 39)</p>	

2. 前書き

ご意見	考え方・対応
<p><u>意見内容1</u></p> <p>1. 前書き</p> <p>本情報公開指針は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であるとの認識の下、当行として、適切な情報公開配慮の確保に最大限の努力を行うためのものである。</p> <p>2. 意見内容</p> <p>産業界として、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力利用においては安全が最優先されるとの認識のもとで、グローバルな環境保全等に寄与するべく、輸出案件にも取り組んでいく所存です。</p> <p>(ご意見 16)</p> <hr/> <p>前書きに「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全である」との文言が入ったことは評価される。</p> <p>ここに書かれていることは、情報公開指針だけではなく、原子力の案件に係る環境影響ガイドラインなどすべての指針類に記載されるべきである。</p> <p>情報公開指針に即していえば、この文言に書かれていることを実行するためにも、以下について、追加して記載すべきだと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 福島第一原子力発電所事故の教訓について事業者の考え方を記した文書の公開 • 意思決定に際して、福島第一原子力発電所事故の教訓についてどのように配慮したのかを記した文書の公開 • 福島第一原子力発電所事故の実態と影響について、住民に対して十分に説明されているのかの確認 • 福島第一原子力発電所事故のような重大事故に備えた保険についての情報公開 <p>(ご意見 33)</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、IAEA 安全基準の改訂がなされており、本情報公開指針においては、IAEA 安全基準の情報公開配慮に関する部分への適合を確認することとしております。</p> <p>原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であるとの認識の下、JBICとして、改訂された IAEA 安全基準も踏まえつつ、適切に情報公開配慮確認を行って参ります。</p>
<p>前書きに記載されている「コモンアプローチ」について説明不足である。依拠している具体的なドキュメントは？「OECD 環境コモンアプローチ(2012年改訂?)」の事を指しているのであれば、その旨を明確に記述すること。</p> <p>(ご意見 4)</p>	<p>ご指摘を踏まえて「経済協力開発機構(OECD)の」を追加し、明確化致します。</p>

3. 第1部

ご意見	考え方・対応
<p><u>意見内容4</u></p> <p>1. 第1部3.情報公開配慮にかかる基本的考え方(2)情報公開配慮の責任主体</p> <p>2. 意見内容</p> <p>情報公開配慮の主体は原則としてプロジェクト実施者ですが、「(4)情報公開配慮確認に要する情報」に記載されているごとく、必要に応じて相手国政府等からも適宜情報を得るものと考えます。</p> <p>(ご意見 16)</p>	<p>指針3.(4)に記載しておりますように、関係機関との情報交換に努めつつ、相手国政府等から提供される情報も活用し情報公開配慮確認を行って参ります。</p>
<p><u>意見内容5</u></p> <p>1. 第1部 3.情報公開配慮にかかる基本的考え方(3)日本貿易保険による情報公開配慮確認</p> <p>2. 意見内容</p> <p>情報公開と住民協議の内容・程度・方法・様式・範囲についての確認が本情報公開指針の主要部分と理解していません。情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。一方、地域住民の放射線リスク、事故時の安全確保は原子力プロジェクト固有の問題であることから、それらの情報が住民に説明される仕組みが準備されているかなど、“確認されるべき項目”が検討されるべきと考えます。特に、原子力プロジェクトにおいては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開指針においても、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用になるものと認識しています。</p> <p>原子力プロジェクトは保険契約期間が長期にわたることから、「レビュー」と「モニタリング」の考え方で情報公開確認を整理することは有意義であると考えます。また、情報公開配慮確認の実施に当たっては、プロジェクト毎、国毎等の状況が異なることから、柔軟な対応が検討されることが望ましいと考えます。</p>	<p>指針においては、確認する内容として、相手国法体系、情報公開に関する手続き、個別プロジェクトにおける情報提供、住民参加を記載し、またセキュリティの観点で機微な情報や商業上等の秘密には十分配慮することも記載しています。国によって制度は異なりうるため、公開される情報の文書名やタイミングも異なる可能性がありますが、個別案件の状況や国際基準の要求を踏まえ、指針に記載された内容を適切に確認して参る所存です。</p> <p>これらの確認は、原則融資等の意思決定を行う際に行うこととしていますが、「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」等意思決定時に確認が困難な情報に関しては、モニタリングを行うこととし、借入人等を通じプロジェクト実施者に対し適切な対応を働きかけてまいりたいと思います。</p> <p>また、JBICによる情報公開については、プロジェクト実施国で一般に公開された文書のうち情報公開配慮上重要な文書、及び融資契約締結後においては環境レビュー結果をWeb公開いたしますが、環境ガイドラインに記載しているとおり、借入人等の商業上等の秘密には十分配慮を行います。</p>

意見内容7

1. 第1部 3.情報公開配慮にかかる基本的考え方(6)意思決定への反映

2. 意見内容

原子力プロジェクトにおいては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開指針においても、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用になるものと認識しています。

意見内容8

1. 第1部 4.情報公開配慮確認手続き(2)モニタリング

2. 意見内容

原子力プロジェクトにおいては、プロジェクトの進捗に応じて、情報公開が段階的に実行されてゆくと考えられることから、重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことは、望ましいと考えます。

意見内容9

1. 第1部 5.当行による情報公開配慮確認にかかる情報公開

2. 意見内容

情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。

又、商取引上の機密情報は公開対象から除外されるべきと考えます。

プロジェクトの事前評価報告書の公開における環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則って、国際協力銀行により環境レビュー結果を取り纏めたものを融資等の契約締結後に公開されるものと認識しています。

モニタリングによって、プロジェクト実施主体が公開している情報であれば、公開することは可能と考えられます。

意見内容11

1. 第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (2)情報公開

<p>2. 意見内容</p> <p>情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。</p> <p>又、商取引上の機密情報は公開対象から除外されるべきと考えます。</p> <p>原子力プロジェクトにおいては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用になるものと認識しています。重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことは、望ましいと考えます。</p> <p>(ご意見 16)</p>	
<p><u>意見内容3</u></p> <p>1. 第1部2.情報公開配慮の目的・位置づけ</p> <p>2. 意見内容</p> <p>情報公開にあたっては、IAEA のガイドライン等の国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましく、また、この配慮により、他国企業との原子力プロジェクト輸出の競争において、福島事故も踏まえて安全性を向上させている日本製品の輸出競争力を確保することにつながると考えます。</p> <p><u>意見内容6</u></p> <p>1. 第1部 3.情報公開配慮にかかる基本的考え方(4)情報公開配慮確認に要する情報</p> <p>2. 意見内容</p> <p>公開される情報は、IAEA のガイドライン等の国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましいと考えます。</p> <p><u>意見内容10</u></p> <p>1. 第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (1)相手国法体系</p> <p>2. 意見内容</p> <p>情報公開にあたっては、IAEA のガイドライン等の国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましく、また、この</p>	<p>OECD コモンアプローチや環境ガイドラインにおいては、現地国基準の遵守、国際基準への適合が記載されております。</p> <p>指針においては、国際基準として世銀セーフガードポリシー、IFC パフォーマンススタンダードの他、原子力安全条約、廃棄物等合同条約、IAEA 安全基準の情報公開配慮に関する部分への適合を確認するとしており、指針の適切な運用に努めてまいります。</p>

<p>配慮により、他国企業との原子力プロジェクト輸出の競争において、福島事故も踏まえて安全性を向上させている日本製品の輸出競争力を確保することにつながると考えます。 (ご意見 16)</p>	
<p>第1部1項 Para9でJBIC/NEXIは融資等の意思決定後も「一定期間、必要に応じ、情報公開配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う」とあるが、同 Para3において、JBIC/NEXIは透明性・アカウントビリティを確保したプロセスおよびプロセスへのステークホルダーの参加が「重要であることに留意」している。特に原子力プロジェクトにおいては、ステークホルダーへの影響は大きく、長期に及ぶ。加えて透明性・アカウントビリティはプロジェクトの安定的な継続にも寄与し、結果として、融資・付保を行った JBIC/NEXI のリスク低減にもつながる。よって、プロジェクト実施期間中は継続的にモニタリングを継続すべきであり、「一定期間」に限定するべきではないと考える。</p> <p>第1部3項(3)Para3でJBIC/NEXIは「融資等の意思決定の後一定期間、借入人等を通じてモニタリングを行う」とあるが、一定期間に限定するべきではない。</p> <p>第1部4項(2)Para2でJBIC/NEXIは「融資契約締結後の後一定期間、借入人等を通じ、プロジェクト実施者等による情報公開配慮のうち重要な項目につき、実施結果の確認を行う」とあるが、一定期間に限定するべきではない。 (ご意見 19)</p>	<p>モニタリングを実施していく項目については、プロジェクトの内容や状況に応じ様々な要素が考えられることから、一律に定めることは適当ではないと考えております。</p> <p>指針に沿った対応が実施されることを確認できる期間について、個別案件毎に検討の上対応して参りたいと思います。</p>
<p>次のとおり意見を送ります。</p> <p>p3 のところで、融資等や内諾の意思決定以降においても、「一定期間」とありますが、一定とはどれぐらいの期間を指すのでしょうか？ リードタイムの長い案件もあるため、一旦融資等が行われたのであれば、事業が行われる間は廃止措置等も含めて長期にわたり情報公開配慮がなされるよう、単に「働きかける」のではなく、強制力をもって管理することを両社に求めます。</p> <p>また、第三者によるモニタリングを行うようにしてほしいと存じます。 (ご意見 38)</p>	

<p>融資の意思決定前に十分な時間的余裕を持って情報公開されるべきと考えます。公開日数を明記すべきです。 (ご意見 2)</p>	<p>適切なタイミングでの情報公開は大変重要であると認識しております。しかしながら情報公開を求める対象が多岐にわたり、そのタイミングについても様々あるなかで、一律に規定することは困難と考えております。透明性及びアカウンタビリティ確保の観点から JBIC が入手後速やかに公開するということは望ましいことだと考えますので、JBIC ウェブサイト等で、入手後できるだけ速やかに公開する旨を記載しております。</p>
<p>融資などの意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきですが、明記されていません。原発輸出を公的資金で支援すること自体、日本政府は地球を人類が住めない所にしないでほしい。 (ご意見 3)</p>	
<p>情報公開のタイミングについての具体的な記述がない。融資/付保の意思決定のための十分な時間的余裕の確保のみならず、地域住民、NGOならびに日本国民を含むステークホルダーによる十分な検討・吟味・議論のための時間確保が必要である。 例えば、本年 9 月 2 日付け日経新聞朝刊によると、JBIC/NEXI が英国ホライズン・ニュークリア・パワー向けの融資・付保を決定したごとの記事が出た。本案件に関わる、環境社会配慮確認、安全配慮確認はあるか、関連する情報が事業者や関連機関から開示されたことはなく、例えば記事が憶測に基づくものであったとしても、指針とステークホルダーを蔑ろにする行為に他ならない。 (ご意見 4)</p>	
<p>情報公開の期限として、「少なくとも融資意思決定の45日前」といった規定が必要である。そして、JBIC/NEXIは、その情報を積極的に広報しなければならない。 理由：ステークホルダーが意見を述べる機会が失われることの無いように、期限設定を明示しなければ、「情報公開」の異議が失われる。なお、日本国民は、公費が輸出助成に用いられることの是非を判断すべき道義的責任を負うステークホルダーである。本年 9 月 2 日の日経で報じられた英国ホライズン・ニュークリア・パワーへの案件の内容などは、前広な情報公開の配慮が必要である。 (ご意見 5)</p>	
<p>意思決定前に十分な時間をもって情報公開すべきだが明記されていない。 (ご意見 8)</p>	
<p>融資の意思決定前に、十分な時間の余裕をもって情報公開を辞しすることを明記しないと公開の意味がありません。命にかかわりますから、他の事業よりも余裕日数を多めに</p>	

<p>設定して明記すべきなのは当然です。 (ご意見 11)</p>	
<p>初めて意見申し上げます 「原子力一指針」ですが、情報公開期間が短いこと、融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われないこと、広く多くの方がアクセスできる言語ではないこと、地域住民への説明など改善点があります ぜひ再考をお願いいたします。 (ご意見 12)</p>	
<p>融資などの意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきだが、明記されていない。 (ご意見 14)</p>	
<p>情報公開のタイミングについて具体的な記述が存在しないが、意思決定前、プロジェクトについてステークホルダーが理解するための十分な期間を明示するべきだ。 (ご意見 19)</p>	
<p>融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるように明記してください。 (ご意見 22)</p>	
<p>融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきであるが、明記されていないこと（参考：JBIC/NEXI の環境社会配慮ガイドラインにおいては、情報公開は「意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める」とされており、具体的には「45 日程度は公開が可能となるよう努める」となっています。） (ご意見 23)</p>	
<p>融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきであるが、明記されていない。（参考：JBIC/NEXI の環境社会配慮ガイドラインにおいては、情報公開は「意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める」とされており、具体的には「45 日程度は公開が可能となるよう努める」となっています。） (ご意見 25)</p>	
<p>支援の意思決定前、十分な時間的余裕をもって情報公開を行うべきである。「十分な時間的余裕」に関しては、FAQなどで具体的な日数を記すべきである。また、「通知、避難に関する計画」「保安に関する計画」についてもこのタイミングで公開すべきである。</p>	

<p>理由)住民などが、当該事業について情報を得、必要に応じて、意見を表明し、事業者や JBIC/NEXI とやりとりをし、回答や追加情報を得るなどの時間的余裕を確保すべきである。</p> <p>また、「通知、避難に関する計画」「保安に関する計画」は、ともに事業のフィージビリティや安全性、社会的影響を判断する上で重要な文書であり、住民の安全に直接関係するものである。</p> <p>そもそも、この指針の議論の発端ともなった、近藤正道参議院議員の質問主意書に対し、「JBIC においては、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成する」と約束しており(平成二十年十一月十一日内閣参質一七〇第七七号)、ここで「緊急時の準備と対応」「使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画」を意思決定の後の公開でもよいとすることは、これに反する。</p> <p>(ご意見 26)</p>	
<p>融資の意思決定前に、十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきだと思いますが、それが明記されていません。</p> <p>(ご意見 31)</p>	
<p>融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきであるが、明記されていない点。これが保障されないと、情報公開が単なるアリバイ作りにされてしまうから。</p> <p>(ご意見 34)</p>	
<p>情報公開の言語は、事業実施地域での言語に限定しないで、英語など国際的なレビュー可能な言語とすべきではありませんか。</p> <p>(ご意見 2)</p>	<p>情報公開や地域住民への説明については、例えば IFC パフォーマンススタンダードでも求めているように、影響の及ぶ住民の方々が理解できる言語であることが重要だと理解しており、指針第 2 部 1.(3)の住民参加において、「住民が理解できる言語及び様式で行われることとする。」としています。これは、コンサルテーション会合での議論を踏まえてパブリックコメントに際し追記したものです。</p> <p>現地国で法的な要求の無い英語や日本語での公開の義務づけは困難と考えておりますが、環境ガイドラインに「借入人等を通じたプロジェク</p>
<p>公開される情報は「英語に加えて住民が理解できる言語」とすべき。ステークホルダーには公的資金の運用に利害関係を有し、輸出国当事者として倫理的な責任を負う日本国民も含まれる。JBIC、NEXI にとっても Due Diligence を実行するにあたって英語は不可欠の言語であり、英文書類が存在しないことはあり得ない。</p> <p>(ご意見 4)</p>	

<p>情報公開の言語について事業実施地域の言語にかぎられているのでは情報公開の体をなしていない。 (ご意見 8)</p>	<p>ト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」と記載しているように、働きかけを通じ情報公開に努めて参りたいと考えています。</p>
<p>情報公開の言語が事業実施地域のみに限られていて、我々にはわからないこと。 (ご意見 9)</p>	
<p>情報公開の使用言語が、まずは現地語であるのは当然として、せめて、もう一つ、英語での情報公開も義務づけたいですね。 (ご意見 11)</p>	
<p>初めて意見申し上げます 「原子力一指針」ですが、情報公開期間が短いこと、融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われないこと、広く多くの方がアクセスできる言語ではないこと、地域住民への説明など改善点があります ぜひ再考をお願いいたします(再掲) (ご意見 12)</p>	
<p>情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られている。 (ご意見 14)</p>	
<p>第 1 部 5 項 Para2 で JBIC/NEXI は「情報公開配慮上重要な文書につき、当行ウェブサイト等で、その入手後できるだけ速やかに公開する」としているが、言語は少なくとも現地で使用されている言語及び英語で開示されるべきだ。 原子力は極めて専門的な分野であり、使用される用語も非専門家には理解困難である。加えて今後原発プロジェクトが進められる国、特に新規原発導入国においては、原子力の専門家は数少なく、住民サイドに寄り添う専門家の存在は期待しにくい。 住民は国外の専門家に対しアドバイスを求めることが想定されるが、現地語のみでは住民が国外の専門家に問い合わせることは極めて困難だ。第 1 部 1 項 Para3 他でステークホルダーとの協議の重要性に留意しているが、現地語のみで資料が公開された場合、現実的にはステークホルダーとの協議は実施不可能となる。 (ご意見 19)</p>	

情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られていますが、英語など国際的なレビューが可能な言語での情報公開も行うようにしてください。

(ご意見 22)

情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られていること。英語など国際的なレビューが可能な言語での情報公開も必要であること。

(ご意見 23)

情報公開が事業実施地域での言語に限られている。国際的なレビューを可能とするため英語と、融資国である日本におけるレビューを可能とするため日本語での情報公開も義務付けるべき。

(ご意見 25)

現地で使われている言語および英語について、公開を行うべきである。

理由)現在の案では、英語についての公開は確保されていない。英語での情報公開は、日本国内外におけるパブリック・レビューを可能とすること、住民が専門家に対して意見を求める重要な材料となることから重要である。日本企業が関与する国際プロジェクトであるため、当然、英語での文書は作成されているはずであり、それを公開しないことの意味が不明である。

(ご意見 26)

情報公開の言語が、事業実施地域での言語に限られていること。英語などの他の言語でもあるべきではないでしょうか。

(ご意見 31)

第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容

(3)住民参加手続き:原子力プロジェクトの許認可プロセスへの住民参加状況。以下の点に留意(なお、1)乃至 3)については、住民が理解できる言語及び様式で行われることとする。)

とあるが、こちらも事故の規模によっては、影響範囲が広大であり、英語など、近隣国住民や NGO が確認できる言語でも情報を公開すべき。

(ご意見 32)

<p>情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られている点。英語など国際的なレビューが可能な言語での情報公開も必要である。</p> <p>というのは、原子力事故の影響は、地球規模で及ぶから。 (ご意見 34)</p>	
<p>第 2 部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容について (3)住民参加手続き:原子力プロジェクトの許認可プロセスへの住民参加状況。以下の点に留意(なお、1)乃至 3)については、住民が理解できる言語及び様式で行われることとする。)。とある。</p> <p>しかしこちらも事故の規模によっては、影響範囲が広大であり、英語など、近隣国住民や NGO が確認できる言語でも情報を公開すべきである。 (ご意見 39)</p>	
<p>日本の公的資金を扱う組織として、これらの情報は、融資が検討されるプロジェクトの地域のコミュニティが理解可能な言語および英語と合わせて、日本語でも用意されるべきである。 (ご意見 40)</p>	
<p>「情報公開」に限っているが、融資の採否に広げるべき。 (ご意見 18)</p> <p>第 1 部 3 項(6)Para2 で JBIC/NEXI は「指針に沿った適切な情報公開配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる」とあるが、「実施しない」とするべきだ。 (ご意見 19)</p>	<p>本指針においては、第 1 部の 3 (3)において、「融資等を意思決定する際に、要件の充足を確認するために情報公開配慮について、レビューを行うこと」と定めています。</p> <p>また、第 1 部の 3 (6)において「レビューの結果を融資等の意思決定に反映する」ことも明記しております。なお、「融資等を実施しないこともありうる」は、環境ガイドラインの表現と平仄を併せたものです。</p>

4. 第2部

ご意見	考え方・対応
<p>あいまいな文言が多く、開示すべき項目が具体的でなく、情報公開が不十分な状態で融資・付保を許してしまうことがまず問題である。</p> <p>(ご意見 1)</p>	<p>現地国において、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていることは非常に重要であると考えており、指針においては情報提供を求める事項として、1)立地及び建設計画、2)使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画、3)環境影響評価、4)緊急時の準備と対応計画、を示しております。</p>
<p>情報公開すべき項目を、もっと具体的にしたい。情報公開不十分なまま、融資・付保を許してしまわないか懸念いたします。</p> <p>(ご意見 2)</p>	<p>コンサルテーション会合においては、参加者の方から日本や米国等の事例を踏まえ、必要と考えられる詳細な項目をご提示いただきました。</p>
<p>公開すべき項目が具体的でなく、不十分でも融資・付保を許してしまうことになってしまいます。</p> <p>(ご意見 3)</p>	<p>基本的な考え方については、大きな差異は無いと考えられるものの、各国手続きにおいて、文書の名称や構成等様々と考えられ、詳細な内容を一律に規定するのは却って指針としての実効性を欠いてしまうのではないかと考えております。</p>
<p>第2部(2)情報公開:個別プロジェクトにおける情報の提供内容の例示が記載されているが、英文および現地住民が理解できる言語でより詳細な情報が開示されて、日本の市民も福島事故の教訓が生かされているかどうかを確認するに足る内容の資料でなければならない。</p> <p>それらの内容は、すでに市民団体から提示されているが、下記に再録する。</p> <p>理由:これらの内容は、プロジェクトを計画する初期段階で当然記述されている仕様であり、健全な融資判断に必須のものであり、市民にとっても同様である。</p> <p>1)フィージビリティ・スタディ</p> <p>2)以下の内容を含む文書</p> <ul style="list-style-type: none"> - 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数 - 原子炉の設置及び運転のための技術的能力 - 発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備 - 事業地の境界(周辺監視区域・住民の立ち入り禁止の区域など) - 事業実施地周辺の立地条件(気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況など) - 事業地周辺の現在の人口および将来の人口予測、事業地と人口密集地の位置関係 - 事業地の代替案の検討過程- 核燃料の調達計画 - 通常運転時における周辺住民の被ばく線量評価 - 技術者・作業員の安全を確保するための計画 	<p>他方、プロジェクト実施者の予見可能性を確保するため、より具体的な内容を記載すべきのご意見もいただき、その重要性も認識しております。</p> <p>このため、指針においては、文書が様々な名称、構成で作成される実情を踏まえ、例示としつつ、ご提案のあった内容をより包括的な項目毎にまとめ、特に注意を要する内容については括弧書きで追記を行っております。</p> <p>今次パブリックコメントにおいて、原子力プロジェクトの潜在的影響の大きさに関するご意見を多数いただきました。</p> <p>また、「重大事故で予想される放射性物質の最大放出量及び近隣住民に与える影響に関する情報」、「通常運転時の周辺住民の被ばく線量評価に関する情報」について、指針に記載すべきのご意見もございました。</p> <p>当該事項が周辺住民にとって重要であることはJBIC/NEXI としても理解するところであり、指</p>

- 原子炉施設における放射線の管理計画
 - 原子炉施設の安全設計(原子炉、格納容器、非常用炉心冷却系等)
 - 地震による損傷の防止策(基準地震動、周辺斜面の安定性、耐震設計方針)
 - 地盤の安定性
 - 津波による損傷の防止策(基準津波、耐津波設計方針)
 - 外部からの衝撃による損傷の防止策(竜巻、火山、外部火災その他自然災害及び人為事象に対する設計方針)
 - 火災による損傷の防止策
 - 溢水による損傷の防止策
 - 全交流動力電源喪失対策設備の信頼性
 - 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設の性能、原子炉冷却材圧力バウンダリの性能
 - 重大事故(シビアアクシデント)等の拡大の防止等(炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、燃料破損防止対策のそれぞれにつき事故の想定と有効性評価の結果)、重大事故等対処施設の性能と信頼性
 - 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び手順等
 - 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応能力等
 - 重大事故で予測される放射性物質の最大放出量および近隣住民に与える影響
 - 核燃料/放射性廃棄物の管理・処分に関する計画
 - 地域コミュニティへの連絡・通報に係る計画
 - 放射線モニタリング計画
- 3) 原子炉設置許可書
 - 4) 事業者や地方自治体などが作成した避難計画及びそれに対する規制当局側の審査書
 - 5) 審査にあたって規制当局側が判断基準にもちいた法令、規則、ガイドライン、民間規格等
 - 6) 規制当局側の審査会合で提出された説明資料及び議事録
 - 7) 外部からの意見を聴取した場合は、聴取内容と反映結果に関する書類
 - 8) 地域住民やステークホルダーへの説明・協議の記録(ご意見5)

針第2部(2)1)立地及び建設計画、同3)環境影響評価における例示の説明として、「(重大事故で予想される放射性物質の最大放出量及び近隣住民に与える影響に関する情報を含む)」、「通常運転時の周辺住民の被ばく線量評価に関する情報を含む。なお、」をそれぞれ追記し、明確化することと致します。

文言の曖昧さが多く公開すべき項目が具体的ではない。
これでは情報公開が不十分でも融資や付保を許してしまう。

(ご意見 8)

情報公開が不十分です。このまま融資されることがないよう
にして下さい。

(ご意見 9)

JBIC と NEXI が原子力事業の融資や付保等の意思決定
前に、事業実施者等による適切な情報公開がなされている
かを確認するようにされることは必要なプロセスで是非しっ
かりした形で機能させることを望みます。

その上で、公開すべき項目を具体的に挙げて

・情報公開の内容が十分にされるような担保をしていただく
こと

・住民への説明や住民からの意見聴取を条件とすること

以上の点を入れていただくようお願いします。

(ご意見 10)

「例示」扱いの情報提供内容は、提示された項目すべて
を必須とすべきです。命に関わる事業ですから、徹底するこ
とが大前提でしょう。

(ご意見 11)

原発輸出支援に関する情報公開指針案に下記の理由か
ら反対します。

開示要求項目が例示にとどまり、具体的でなく、情報公
開が不十分でも、融資・付保を許してしまう。

(ご意見 14)

福島原発事故以来、100%の安全はなく、原発事故は起
こり得るものという前提に立った考え方が一般的となりました。
指針案の第2部(2)情報公開の4)緊急時の準備と対応
計画内容の例示の中に、避難後の生活再建をどのようにす
るのか、損害賠償の責任者は誰と誰になるのか、完全賠償
するのか、健康被害の把握と治療をどのようにするのか、
事故原因の究明をどのように行うのかという内容を入れてく
ださい。(3)住民参加の1)住民への情報提供の「情報」に
ついて、低レベル放射線の影響等、専門家間で意見の分か
れるものについては、どちらも公平に併記するとしてくださ
い。

先にお送りいたしました以下の意見に、もうひとつ「放射能

<p>汚染された森林の除染をどのように行うのか」という内容を、4)緊急時の準備と対応計画内容の例示の中に入れてください。</p> <p>(ご意見 21)</p>	
<p>原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針(案)について、以下、意見を提出いたします。</p> <p>JBIC/NEXI が、情報公開に関する指針を策定しようとしていること、そのために 10 回にも及ぶコンサルテーション会合を開催したことは評価します。そのうえで、以下の点について、市民が広く納得できるように見直してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公開すべき項目を具体的に示してください。 <p>(ご意見 22)</p>	
<p>あいまいな文言が多く、公開すべき項目が具体的でないこと。情報公開が不十分でも、融資・付保を許してしまうこと</p> <p>(ご意見 23)</p>	
<p>あいまいな文言が多く、公開すべき項目が具体的でない。情報公開が不十分でも、融資・付保を許してしまう危険があります。</p> <p>(ご意見 25)</p>	
<p>例示ではなく情報公開しなければならない項目を明記すべきである。現在、「例示」されている項目に加え、以下を加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業地と近隣の人口密集地の位置関係 - 事業地の代替案の検討過程 - 核燃料の調達計画 - 通常の運転時の周辺住民の被ばく線量評価 - 技術者・作業員の安全を確保するための計画 - 施設における放射線の管理計画 - 重大事故で予測される放射性物質の最大放出量および近隣住民に与える影響 - 地域住民やステークホルダーへの説明・協議の記録 - 事業許可(設置許可)およびその付属資料、審査に用いられた説明資料 <p>理由)現案の書き方では、事業者が、重要な情報を公開せずに秘匿し、表面的な情報公開を行っても、それを許してしまうことになる。また、放射線の管理、作業員・住民等の安全の確保に関する計画などが、含まれていない。</p> <p>(ご意見 26)</p>	

<p>指針案第 2 部の確認内容について、特に個別のプロジェクトにおける情報提供事項は、計画の具体性・詳細性に関する要求が全くなくあまりにも不十分です。</p> <p>具体的には、今年 8 月に国際環境 NGO FoE Japan 等 4 市民団体が行った情報開示に関する指針に盛り込むべき事項の提案を行っており(下記リンク)、それらの事項が公開されるべき事項として要求されなければならないと考えます。</p> <p>http://www.foejapan.org/energy/export/171107.html#sanko</p> <p>プロジェクトの必要性と代替案の検討、及び代替案が成立し得ないことの確認に関する情報は必須です。</p> <p>(ご意見 29)</p>	
<p>あいまいな文言が多く、公開すべき項目が具体的でない点。情報公開が不十分でも、融資・付保を許してしまいかねない。</p> <p>「何のための、誰のための情報公開か」という、情報公開の目的が解っていないのではないか。</p> <p>(ご意見 34)</p>	
<p>当該指針案で、「原子力プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう、さまざまな手段を活用し、プロジェクト実施者等により適切な情報公開配慮がなされていることを確認する」というが、どのような情報公開がなされれば「受け入れることのできないような影響をもたらすことがない」ことを確認できるのかがわからない。詳細なリストを公開すべきである。FoE Japan などが 2016 年 1 月 28 日に提出した提言書に書かれている指針に盛り込むべき事項を取り入れるべきである</p> <p>http://www.foejapan.org/energy/export/171107.html#sanko</p> <p>(ご意見 40)</p>	
<p>使用済み燃料の処分方法はその量が増えることで問題が顕在化して、どここの国でもその解決策が見つかっていない。なので、その処分方法が明確で、かつ住民が納得する状況が得られない限り、融資・付保をすべきでない。これ無しには、その処分問題が顕在化した時点で、原発設置に協力した国や組織が恨まれることになる。これでは融資・付保で協力することが、恨みの種をまくことになり、協力する意味がなくなってしまう。融資・付保の条件として、使用済み燃料の</p>	<p>使用済み燃料や放射性廃棄物管理計画については、指針に基づき個別のプロジェクトベースで情報公開と住民参加に関して確認して参ります。</p> <p>使用済み燃料等については、廃棄物等合同条約に於いて「使用済み燃料管理及び放射性廃棄物の安全を確保する最終的な責任は国が負う」とされています。政府による安全配慮等確認においては、相手国における「使用済み燃料管理及び</p>

<p>処分方法とそれに対する住民の理解と納得が得られていることを条件としなければならない。 (ご意見 1)</p>	<p>放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の加入状況や関連する国内制度の整備に係る事実関係を確認するものと認識しております。JBICとしては、日本政府の方針を踏まえつつ、原子力プロジェクトの支援に際しては、上記のとおり個別のプロジェクトベースで本情報公開指針に沿って、適切な情報公開配慮が行われるよう、その確保に最大限の努力をしまっている所存です。</p>
<p>核のゴミの処理ができていない (ご意見 6)</p>	
<p>原則融資等を意思決定する際に「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」をレビューするとされているが、これでは住民が問題点を納得する前に融資が決定されてしまう恐れがある。 (ご意見 1)</p>	<p>日本においても避難に関する計画や保安に関する計画はプロジェクトの運転前に作成されることとなっています。避難計画は原子力安全条約においても運転開始前に作成されるものとしており、必ずしも建設前の作成が求められておりません。このため融資や付保が必要な建設前の意思決定時点では、避難計画等を確認するのは通常困難であり、指針においては、モニタリングにおいて確認することとしています。</p> <p>なお、国によって制度は異なり得るところ、JBICが意思決定を行う際にこれら情報が作成、公開されている場合には、当然ながら指針に基づいた確認を実施して参ります。</p>
<p>「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開時期が、「レビューする時期」の後にならないように規定願います。 (ご意見 2)</p>	
<p>「第 2 部、(2) 情報公開、個別プロジェクトにおける情報の提供」において「通知・避難の関する計画」をモニタリング時に後送りしてはならない。少なくとも避難に関する基本計画は立地評価にも関連する。前書きの「福島事故の教訓を踏まえ」という記載に従うのなら、避難時に多くの犠牲者や被ばく者を生み出してしまったことを忘れてはならない。 (ご意見 4)</p>	
<p>地域住民の避難について十分考えていない (ご意見 6)</p>	
<p>「通知、避難に関する計画」、「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされる可能性が大きい。 (ご意見 8)</p>	
<p>「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされる恐れがある。 (ご意見 14)</p>	
<p>情報公開のタイミングは、「原則融資等を意思決定する際」とされていますが、「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」等の情報公開が後回しにならないようにしてください。 (ご意見 21)</p>	

<p>情報公開のタイミングが、「原則融資等を意思決定する際にレビューする」とされているが、「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされてしまう恐れがあること (ご意見 23)</p>	
<p>情報公開のタイミングが、「原則融資等を意思決定する際にレビューする」とされているが、「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされてしまう恐れがあります。 (ご意見 25)</p>	
<p>また、「通知、避難に関する計画」「保安に関する計画」についてもこのタイミングで公開すべきである。 理由) また、「通知、避難に関する計画」「保安に関する計画」は、ともに事業のフェジビリティや安全性、社会的影響を判断する上で重要な文書であり、住民の安全に直接関係するものである。そもそも、この指針の議論の発端ともなった、近藤正道参議院議員の質問主意書に対し、「JBICにおいては、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成する」と約束しており(平成二十年十一月十一日内閣参質一七〇第七七号)、ここで「緊急時の準備と対応」「使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画」を意思決定の後の公開でもよいとすることは、これに反する。(再掲) (ご意見 26)</p>	
<p>「通知や避難に関する計画」を後回しにするような考えはもっての他である。 (ご意見 40)</p>	
<p>意見内容 11 1. 第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (2)情報公開 2. 意見内容 情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。 又、商取引上の機密情報は公開対象から除外されるべきと考えます。 原子力プロジェクトにおいては、情報公開は基本方針の確</p>	<p>IAEAにおいては、核物質防護の観点で勧告が示されており、また、OECD コモンアプローチにおいても、プロジェクトの情報や環境社会影響評価報告書等を公開するに際して、商業上の秘密について考慮すべきことが記載されております。かかる点を踏まえ、JBICとして、適切な核物質防護に関する情報の取扱いに配慮し、また、デューデリジェンスを行うに当たり必要な情報提供を受けるために、セキュリティや商業上等の秘密について慎重な扱いが必要と考えており、本</p>

<p>認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用になるものと認識しています。重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことは、望ましいと考えます。(再掲)</p> <p>(ご意見16)</p>	<p>情報公開指針に基づく確認に際し、十分配慮して参ります。</p>
<p>「セキュリティの観点で機微な情報や商業上等の秘密には十分配慮する」旨をわざわざ盛り込む必要はありません。この一文は、情報公開を拒む根拠を提供する弊害の方が絶大で、情報公開を要求する指針には不必要です。</p> <p>(ご意見28)</p>	
<p>住民への説明、意見受付が明記されていない。</p> <p>(ご意見8)</p> <p>事業実施地域の住民の理解ができるかどうか分からないこと。</p> <p>(ご意見9)</p>	<p>住民へ適切に情報が提供された上で、住民との協議が適切に実施されることは重要であると考慮しており、指針第2部1.(3)において確認に際し留意すべき内容を記載しております。</p> <p>また、指針において適合を確認するとしているIAEA安全基準においても、利害関係者への情報伝達と協議を要することが規定されております。</p>
<p>JBICとNEXIが原子力事業の融資や付保等の意思決定前に、事業実施者等による適切な情報公開がなされているかを確認するようにされることは必要なプロセスで是非しっかりした形で機能させることを望みます。</p> <p>その上で、公開すべき項目を具体的に挙げて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の内容が十分にされるような担保をしていただくこと ・住民への説明や住民からの意見聴取を条件とすること <p>以上の点を入れていただくようお願いします。</p> <p>(再掲)</p> <p>(ご意見10)</p>	<p>これらを踏まえ、指針に沿って適切に審査をして参りたいと思います。</p>
<p>初めて意見申し上げます</p> <p>「原子力一指針」ですが、情報公開期間が短いこと、融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われないこと、広く多くの方がアクセスできる言語ではないこと、<u>地域住民への説明など改善点</u>があります</p> <p>ぜひ再考をお願いいたします(再掲)</p> <p>(ご意見12)</p>	
<p>情報公開の要である、住民への事前説明・住民からの意見募集について、明記されていないようなので、明記の検討をお願いします。</p> <p>(ご意見13)</p>	

<p>住民への説明、住民からの意見の受付などについて明記されていない。 (ご意見 14)</p>	
<p>意見内容12</p> <p>1. 第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (3)住民参加</p> <p>2. 意見内容</p> <p>地域住民の放射線リスク、事故時の安全確保は原子力プロジェクト固有の問題であることから、当該国において、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して説明される仕組みが準備されているかなど、“確認されるべき項目”が検討されるべきと考えます。 (ご意見 16)</p>	
<p>住民への説明、住民からの意見の受付等について、明記してください。 (ご意見 22)</p>	
<p>住民への説明、住民からの意見の受付などについて、明記されていないこと (ご意見 23)</p>	
<p>住民への説明、住民からの意見の受付などについて、明記されていない。 (ご意見 25)</p>	
<p>住民・現地 NGO 等ステークホルダーへの説明・協議が必要であることを明確にすべき 理由)現在の案では、「地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する」とされており、不明確である。住民等ステークホルダーへの説明・協議が必要であることを明記すべきである。 (ご意見 26)</p>	
<p>住民参加についても、配慮すべき「住民」の範囲や、必要十分な情報提供が行われているかどうか、プロジェクトの受け入れについての協議過程などについても、JBICとして、融資するプロジェクトが現地や周囲の環境や地域社会に悪影響を及ぼさないために、理想とする要求事項をあらかじめ提示する必要があるのではないのでしょうか。原案では、全く具体的な要求も挙げず、何とでもなる内容で、とても指針といえるものではないと思います。 (ご意見 29)</p>	

<p>住民への説明、住民からの意見の受付などについて明記がありません。 (ご意見 31)</p>	
<p>地元住民だけではなく影響を受ける広域な地域への説明は必須とすべき。 (ご意見 8)</p>	<p>指針第 2 部(2)「個別プロジェクトにおける情報の提供」において、情報の提供先を関係するステークホルダーとしております。ステークホルダーとは、指針第 1 部 1. に定義するように、原子力プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーであり、適切な範囲での情報提供がなされていることを確認することとしております。</p> <p>かかる指針の定めに従い、適切に判断して参りたいと思います。</p>
<p>広く誰にもわかるよう説明を拡大すべきであること。 (ご意見 9)</p>	
<p>そして、公開された情報に関する意見を少なくとも原発事故の影響を受けるエリア全体の住民から積極的に聞くことを義務付けるべきです。</p> <p>情報公開するエリアは、狭い地域に限定せず、原発事故時に影響を受ける、かなり広範囲を明確に設定すべきです。 (ご意見 11)</p>	
<p>原発は事故が発生した場合、影響が広範囲に及ぶため、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を求めるべき。 (ご意見 14)</p>	
<p>原子力事業は広く影響を及ぼす可能性があるため、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を求めるべきであること (ご意見 23)</p>	
<p>原子力事業は広く影響を及ぼす可能性があるため、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を義務付けてください。 (ご意見 23)</p>	
<p>原子力事業は広く影響を及ぼす可能性があるため、地元住民のみならず、広域にわたる人々(国民的レベルの範囲で)への説明を求めるべきです。 (ご意見 25)</p>	
<p>重大事故の影響が及ぶ広範囲の住民をステークホルダーとして、協議・説明の対象とすべきである。</p> <p>理由)原子力の重大事故の影響は広範囲に及ぶため。たとえば、日本では少なくとも 30km 圏内の自治体は原子力防災計画の立案が必要とされている。なお、福島第一原発事故では 30～40km ほど離れた飯舘村も全村避難の対象となったことからわかるように、影響範囲はより広範囲である</p>	

と考えられる。

(ご意見 26)

環境影響については、原子力施設が広大な範囲に影響を及ぼすリスクを考慮して、場合によっては国境を超えて影響を受ける周辺住民への配慮も考慮されなければなりません。

(ご意見 29)

第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (3)住民参加手続き:原子力プロジェクトの許認可プロセスへの住民参加状況。以下の点に留意(なお、1)乃至3)については、住民が理解できる言語及び様式で行われることとする。)。とあるが、こちら事故の規模によっては、影響範囲が広大であり、英語など、近隣国住民やNGOが確認できる言語でも情報を公開すべき。また、事業当該国以外に影響が及ぶ位置に発電所が建設される場合、どのように広範なステークホルダーを協議に参加させるのか、明確に示されていない点も配慮が不十分である。(再掲)

(ご意見 32)

住民への説明、住民からの意見の受付などについて、明記されていない点。そもそも、本来、原子力事業はひとたび事故を起こせば、環境への影響を及ぼすことは2011年3月の福島第一原発事故で経験済みである。したがって、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を求めるべきである。そして、これらの人々が納得できない計画であれば撤回すべきである。

なぜならば、事業者は事故が起きた時にその場所から撤退すればよいが、その影響を受ける人々は生活はおろか人生そのものが大きく変えられてしまう危険を受けることになるからだ。

本情報公開は、融資・付保する対象の原子力事業の影響を受ける広範囲な地域の人々と、税金が絡む問題なので日本国民が判断判断を行うための情報提供にある。その事を必ず念頭に置いて情報公開すべきだ。

(ご意見 34)

また、事業当該国以外に影響が及ぶ位置に発電所が建設される場合は特に、どのように広範なステークホルダーを協議に参加させるのか、明確に示されていない点も配慮が不十分である。(ご意見 38)

(参考資料) お寄せいただきましたご意見

お寄せいただきましたご意見

掲載はご意見の到着順

.....

<p>(ご意見 1)</p>	<p>あいまいな文言が多く、開示すべき項目が具体的でなく、情報公開が不十分な状態で融資・付保を許してしまうことがまず問題である。</p> <p>次に、原則融資等を意思決定する際に「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」をレビューするとされているが、これでは住民が問題点を納得する前に融資が決定されてしまう恐れがある。</p> <p>さらに、使用済み燃料の処分方法はその量が増えることで問題が顕在化して、どこの国でもその解決策が見つからない。なので、その処分方法が明確で、かつ住民が納得する状況が得られない限り、融資・付保をすべきでない。</p> <p>これ無しには、その処分問題が顕在化した時点で、原発設置に協力した国や組織が恨まれることになる。</p> <p>これでは融資・付保で協力することが、恨みの種をまくことになり、協力する意味がなくなってしまう。</p> <p>融資・付保の条件として、使用済み燃料の処分方法とそれに対する住民の理解と納得が得られていることを条件としなければならない。</p>
<p>(ご意見 2)</p>	<p>情報公開すべき項目を、もっと具体的にして頂きたい。情報公開不十分なまま、融資・付保を許してしまわないか懸念いたします。</p> <p>「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開時期が、「レビューする時期」の後にならないように規定願います。</p> <p>融資の意思決定前に十分な時間的余裕を持って情報公開されるべきと考えます。公開日数を明記すべきです。</p> <p>情報公開の言語は、事業実施地域での言語に限定しないで、英語など国際的なレビュー可能な言語とすべきではありませんか。</p>
<p>(ご意見 3)</p>	<p>福島原発事故は豊かな国土を人間が幸せに生きることができない場所にしてしまいました。人々が本当に安心して生活できる環境にはほど遠いです。大きな被害を福島県民だけでなく、日本国民だけでなく、地球環境と未来の人類にまで向こう数百年、数万年回復することができない被害を与えてしまいました。</p> <p>原発輸出なんてとんでもない。情報公開指針案は問題だらけです。公開すべき項目が具体的でなく、不十分でも融資・付保を許してしまうことになってしまいます。融資などの意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきですが、明記されていませ</p>

	<p>ん。原発輸出を公的資金で支援すること自体、日本政府は地球を人類が住めない所にしな いでほしい。</p>
<p>(ご意見 4)</p>	<p>(1) 前書きに記載されている「コモンアプローチ」について説明不足である。依拠している具 体的なドキュメントは？「OECD環境コモンアプローチ(2012年改訂?)」のことを指して いるのであれば、その旨を明確に記述すること。</p> <p>(2) 「6.意思決定への反映」2行目の「必要と考える場合」は削除。「必要かどうか」を考 えるステップは判断を曖昧にし、無駄なだけである。その他にも「配慮」「適切な」「留意す る」「認識し」といった曖昧な用語が目立つ。情報公開の適切性の判断を明確に行える ような指針とすべく、これら曖昧な用語の使用は極力排除すべきである。</p> <p>(3) 「第2部、(2) 情報公開、個別プロジェクトにおける情報の提供」において「通知・避難の 関する計画」をモニタリング時に後送りしてはならない。少なくとも避難に関する基本計 画は立地評価にも関連する。前書きの「福島事故の教訓を踏まえ」という記載に従うの ならば、避難時に多くの犠牲者や被ばく者を生み出してしまったことを忘れてはなら ない。</p> <p>(4) 公開される情報は「英語に加えて住民が理解できる言語」とすべき。ステークホルダー には公的資金の運用に利害関係を有し、輸出国当事者として倫理的な責任を負う日 本国民も含まれる。JBIC、NEXIにとってもDue Diligenceを実行するにあたって英語は 不可欠の言語であり、英文書類が存在しないことはあり得ない。</p> <p>(5) 情報公開のタイミングについての具体的な記述がない。融資/付保の意思決定のため の十分な時間的余裕の確保のみならず、地域住民、NGOならびに日本国民を含むス テークホルダーによる十分な検討・吟味・議論のための時間確保が必要である。例え ば、本年9月2日付け日経新聞朝刊によると、JBIC/NEXIが英国ホライズン・ニュークリ ア・パワー向けの融資・付保を決定したごとの記事が出た。本案件に関わる、環境社 会配慮確認、安全配慮確認はおろか、関連する情報が事業者や関連機関から開示さ れたことはなく、例え記事が憶測に基づくものであったとしても、指針とステークホル ダーを蔑ろにする行為に他ならない。</p>
<p>(ご意見 5)</p>	<p>(1) 第1部3 . 情報公開配慮確認にかかる基本的考え方 情報公開の期限として、「少なくとも融資意思決定の45日前」といった規定が必要であ る。そして、JBIC/NEXIは、その情報を積極的に広報しなければならない。 理由:ステークホルダーが意見を述べる機会が失われることの無いように、期限設定 を明示しなければ、「情報公開」の異議が失われる。なお、日本国民は、公費が輸出助 成に用いられることの是非を判断すべき道義的責任を負うステークホルダーであ る。本年9月2日の日経で報じられた英国ホライズン・ニュークリア・パワーへの案件の 内容などは、前広な情報公開の配慮が必要である。</p> <p>(2) 第2部(2)情報公開:個別プロジェクトにおける情報の提供 内容の例示が記載されているが、英文および現地住民が理解できる言語でより詳細</p>

な情報が開示されて、日本の市民も福島事故の教訓が生かされているかどうかを確認するに足る内容の資料でなければならない。それらの内容は、すでに市民団体から提示されているが、下記に再録する。

理由:これらの内容は、プロジェクトを計画する初期段階で当然記述されている仕様であり、健全な融資判断に必須のものであり、市民にとっても同様である。

1) フィージビリティ・スタディ

2) 以下の内容を含む文書

- 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 原子炉の設置及び運転のための技術的能力
- 発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備
- 事業地の境界(周辺監視区域・住民の立ち入り禁止の区域など)
- 事業実施地周辺の立地条件(気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況など)
- 事業地周辺の現在の人口および将来の人口予測、事業地と人口密集地の位置関係
- 事業地の代替案の検討過程
- 核燃料の調達計画
- 通常運転時における周辺住民の被ばく線量評価
- 技術者・作業員の安全を確保するための計画
- 原子炉施設における放射線の管理計画
- 原子炉施設の安全設計(原子炉、格納容器、非常用炉心冷却系 等)
- 地震による損傷の防止策(基準地震動、周辺斜面の安定性、耐震設計方針)
- 地盤の安定性
- 津波による損傷の防止策(基準津波、耐津波設計方針)
- 外部からの衝撃による損傷の防止策(竜巻、火山、外部火災その他自然災害及び人為事象に対する設計方針)
- 火災による損傷の防止策
- 溢水による損傷の防止策
- 全交流動力電源喪失対策設備の信頼性
- 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設の性能、原子炉冷却材圧力バウンダリの性能
- 重大事故(シビアアクシデント)等の拡大の防止等(炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、燃料破損防止対策のそれぞれにつき事故の想定と有効性評価の結果)、重大事故等対処施設の性能と信頼性
- 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び手順等
- 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応能力等
- 重大事故で予測される放射性物質の最大放出量および近隣住民に与える影響
- 核燃料 / 放射性廃棄物の管理・処分に関する計画

	<ul style="list-style-type: none"> - 地域コミュニティへの連絡・通報に係る計画 - 放射線モニタリング計画 <p>3) 原子炉設置許可書</p> <p>4) 事業者や地方自治体などが作成した避難計画及びそれに対する規制当局側の審査書</p> <p>5) 審査にあたって規制当局側が判断基準にもちいた法令、規則、ガイドライン、民間規格等</p> <p>6) 規制当局側の審査会合で提出された説明資料及び議事録</p> <p>7) 外部からの意見を聴取した場合は、聴取内容と反映結果に関する書類</p> <p>8) 地域住民やステークホルダーへの説明・協議の記録</p>
(ご意見 6)	<p>国際協力銀行や日本貿易保険が、日本政府の資金によって海外の企業へ原子力発電を販売するのに反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全性が確立していない 2. 核のゴミの処理ができていない 3. 地域住民の避難について充分考えていない
(ご意見 7)	<p>日本の原子力発電は100%安全といえません。過去にも事故を起こしています。海外へ輸出しないで下さい。</p>
(ご意見 8)	<p>以下、問題点を記す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日立製作所による英国中部のウィルファでの原発発電所建設計画がNEXIを通じて全額補償の方針であると報道されている。結果は最終リスクを国が背負う事となり大問題である。情報公開はこの様な大きな問題の国民判断に繋がる徹底さが必須である。 2. 文言の曖昧さが多く公開すべき項目が具体的ではない。これでは情報公開が不十分でも融資や付保を許してしまう。 3. 意思決定前に十分な時間をもって情報公開すべきだが明記されていない。 4. 「通知、避難に関する計画」、「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされる可能性が大きい。 5. 情報公開の言語について事業実施地域の言語に限られているのでは情報公開の体をなしていない。 6. 住民への説明、意見受付が明記されていない。 7. 地元住民だけではなく影響を受ける広域な地域への説明は必須とすべき。
(ご意見 9)	<ul style="list-style-type: none"> • 情報公開が不十分です。このまま融資されることがないようにして下さい。 • 情報公開の言語が事業実施地域のみに限られていて、我々にはわからないこと。 • 事業実施地域の住民の理解ができるかどうかわからないこと。 • 広く誰にもわかるよう説明を拡大すべきであること。

(ご意見 10)	<p>JBIC と NEXI が原子力事業の融資や付保等の意思決定前に、事業実施者等による適切な情報公開がなされているかを確認するようにされることは必要なプロセスで、是非しっかりした形で機能させることを望みます。</p> <p>その上で、公開すべき項目を具体的に挙げて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の内容が十分にされるような担保をしていただくこと ・住民への説明や住民からの意見聴取を条件とすること <p>以上の点を入れていただくようお願いします。</p> <p>又、保安院、原安委で原子力事業の安全確認を行っていた時には、輸出に関しての安全についても審査されていたのに規制委(庁)になってからは安全確認の担当が(輸出)ありません。輸出に関する安全確認をどこでするのかも入れて実行するようにしてください。</p>
(ご意見 11)	<p>原発輸出への金融支援を行う前の事業者の情報公開の在り方について</p> <p>「例示」扱いの情報提供内容は、例示された項目すべてを必須とすべきです。命にかかわる事業ですから、徹底することが大前提でしょう。</p> <p>そして、公開された情報に関する意見を少なくとも原発事故の影響を受けるエリア全体の住民から積極的に聞くことを義務付けるべきです。</p> <p>融資の意思決定前に、十分な時間の余裕をもって情報公開を実施することを明記しないと公開の意味がありません。命にかかわりますから、他の事業よりも余裕日数を多めに設定して明記すべきなのは当然です。</p> <p>情報公開するエリアは、狭い地域に限定せず、原発事故時に影響を受ける、かなり広範囲を明確に設定すべきです。</p> <p>その上で……事業の「安全確認」は、他の支援事業と同じく、JBICとNEXI自らが責任を持って行うのが当然でしょう。これもまた必須です。</p> <p>情報公開の使用言語が、まずは現地語であるのは当然として、せめて、もう一つ、英語での情報公開も義務付けたいですね。</p> <p>以上。</p>
(ご意見 12)	<p>初めて意見申し上げます</p> <p>「原子力一指针」ですが、情報公開期間が短いこと、融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われないこと、広く多くの方がアクセスできる言語ではないこと、地域住民への説明など改善点があります</p>

	ぜひ再考をお願いいたします
(ご意見 13)	情報公開の要である、住民への事前説明・住民からの意見募集について、明記されていないようなので、明記の検討をお願いします。
(ご意見 14)	<p>原発輸出支援に関する情報公開指針案に下記の理由から反対します。</p> <p>開示要求項目が例示にとどまり、具体的になく、情報公開が不十分でも、融資・付保を許してしまう。</p> <p>「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされる恐れがある。</p> <p>融資などの意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきだが、明記されていない。</p> <p>情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られている。</p> <p>住民への説明、住民からの意見の受付などについて明記されていない。</p> <p>原発は事故が発生した場合、影響が広範囲に及ぶため、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を求めるべき。</p>
(ご意見 15)	<p>世界にはまだ一万発を超える核兵器が現存するにも関わらず、日本政府は核兵器の原料となるプルトニウムを生む原発を国内外で推進し核なき世界を妨害しています</p> <p>2度核実験強行した印等への原発輸出は核兵器のない世界を目指すわが国の立場に反し</p> <p>田上富久市長「核兵器開発への転用やNPT体制の空洞化への危惧がある」</p> <p>広島松井一実市長「インドに対しては、何よりも早期にNPT体制に加入することによって、核兵器開発につながらないように働き掛けていくべきである」</p> <p>日本からインド・トルコへ原子力発電所を輸出しないでください</p> <p>広島、長崎で原爆による大被害を経験し、福島で2011年に破局的な事故を経験したにもかかわらず、なぜ日本は原発という選択肢に固執しようとするのですか？</p> <p>福島原発事故による破壊や損失、放射性物質の飛散などによる被害はまだ継続しているというのに</p> <p>長崎の被爆者、首相に「どこの国の総理か」 朝日</p> <p>川野浩一議長「米国の「核の傘」に依存し、条約に冷淡な首相には面と向かってただしたかった」</p> <p>田中真紀子氏「安全保障の面では、核兵器の禁止条約をなぜ日本は批准しないのか。日本はのりくらり。安倍さんは無責任」</p> <p>日本は今も、自国の核廃棄物を処理するための場所がないのに、海外の核廃棄物も引き取ろうとしているのです。</p> <p>この時点で、安倍首相の掲げている原発輸出は、破綻している</p> <p>「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」の第4条3項の問題点</p> <p>現代世界では、どんな商品でも製造者責任が規定され、そのための保険も完備している現状で、ひとり原発だけが完全免責で保険もなく事故補償負担は事業者を通じて電気を買う一般国民に廃棄物問題も何万年もの危険性を子孫につけ回す構図が問題になってます</p>

(ご意見 16)	<p><u>意見内容1</u></p> <p>1. 前書き</p> <p>本情報公開指針は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であるとの認識の下、日本貿易保険として、適切な情報公開配慮の確保に最大限の努力を行うためのものである。</p> <p>2. 意見内容</p> <p>産業界として、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力利用においては安全が最優先されるとの認識のもとで、グローバルな環境保全等に寄与するべく、輸出案件にも取り組んでいく所存です。</p> <p><u>意見内容2</u></p> <p>1. 第1部1.情報公開配慮確認にかかる基本方針</p> <p>2. 意見内容</p> <p>原子力案件向けの公的信用付与については通常の場合以上に細心の注意を払い、審査されることが社会的に期待されることについて十分に理解し、尊重すべきと考えています。</p> <p>日本政府による“安全配慮等確認”、日本貿易保険による“貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン”、“貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針(以下、情報公開指針)”は各々異なる目的をもっており、情報公開指針では「原子力プロジェクトの実施主体により、安全の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等に係る情報が適切に現地住民に対して公開されることが担保されている」ことの確認に関する指針であると認識しています。</p> <p><u>意見内容3</u></p> <p>1. 第1部2.情報公開配慮の目的・位置づけ</p> <p>2. 意見内容</p> <p>情報公開にあたっては、IAEAのガイドライン等の国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましく、また、この配慮により、他国企業との原子力プロジェクト輸出の競争において、福島事故も踏まえて安全性を向上させている日本製品の輸出競争力を確保することにつながると考えます。</p> <p><u>意見内容4</u></p> <p>1. 第1部3.情報公開配慮にかかる基本的考え方 (2)情報公開配慮の責任主体</p> <p>2. 意見内容</p> <p>情報公開配慮の主体は原則としてプロジェクト実施者ですが、「(4)情報公開配慮確認に要する情報」に記載されているごとく、必要に応じて相手国政府等からも適宜情報を得るものと考えます。</p>

意見内容5

1. 第1部 3.情報公開配慮にかかる基本的考え方 (3)日本貿易保険による情報公開配慮確認

2. 意見内容

情報公開と住民協議の内容・程度・方法・様式・範囲についての確認が本情報公開指針の主要部分と理解しています。情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。一方、地域住民の放射線リスク、事故時の安全確保は原子力プロジェクト固有の問題であることから、それらの情報が住民に説明される仕組みが準備されているかなど、“確認されるべき項目”が検討されるべきと考えます。特に、原子力プロジェクトにおいては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開指針においても、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用になるものと認識しています。

原子力プロジェクトは保険契約期間が長期にわたることから、「レビュー」と「モニタリング」の考え方で情報公開確認を整理することは有意義であると考えます。また、情報公開配慮確認の実施に当たっては、プロジェクト毎、国毎等の状況が異なることから、柔軟な対応が検討されることが望ましいと考えます。

意見内容6

1. 第1部 3.情報公開配慮にかかる基本的考え方 (4)情報公開配慮確認に要する情報

2. 意見内容

公開される情報は、IAEAのガイドライン等の国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましいと考えます。

意見内容7

1. 第1部 3.情報公開配慮にかかる基本的考え方 (6)意思決定への反映

2. 意見内容

原子力プロジェクトにおいては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開指針においても、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用になるものと認識しています。

意見内容8

1. 第1部 4.情報公開配慮確認手続き (2)モニタリング

2. 意見内容

原子力プロジェクトにおいては、プロジェクトの進捗に応じて、情報公開が段階的に実行

されてゆくと考えられることから、重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことは、望ましいと考えます。

意見内容9

1. 第1部 5.日本貿易保険による情報公開配慮確認にかかる情報公開

2. 意見内容

情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。

又、商取引上の機密情報は公開対象から除外されるべきと考えます。

プロジェクトの事前評価報告書の公開における環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則って、日本貿易保険により環境レビュー結果を取り纏めたものを保険契約締結後に公開されるものと認識しています。

モニタリングによって、プロジェクト実施主体が公開している情報であれば、公開することは可能と考えられます。

意見内容10

1. 第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (1)相手国法体系

2. 意見内容

情報公開にあたっては、IAEAのガイドライン等の国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましく、また、この配慮により、他国企業との原子力プロジェクト輸出の競争において、福島事故も踏まえて安全性を向上させている日本製品の輸出競争力を確保することにつながると考えます。

意見内容11

1. 第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (2)情報公開

2. 意見内容

情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。

又、商取引上の機密情報は公開対象から除外されるべきと考えます。

原子力プロジェクトにおいては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用になるものと認識しています。重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことは、望ましいと考えます。

意見内容12

1. 第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容 (3)住民参加

2. 意見内容

	<p>地域住民の放射線リスク、事故時の安全確保は原子力プロジェクト固有の問題であることから、当該国において、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して説明される仕組みが準備されているかなど、“確認されるべき項目”が検討されるべきと考えます。</p>
(ご意見 17)	<p>もう、原発の時代じゃない。そんなことに公的資金を使うのをやめろ！</p>
(ご意見 18)	<p>情報公開配慮確認と定義しているが、「配慮」は削除すべき。 わざわざ、「配慮」と入れれば、すべてが曖昧でもよいという認識になりかねないため。 「情報公開」に限っているが、融資の採否に広げるべき。 安全性確認は、国任せでなく JBIC としての判断をすべき。それが、できないようなプロジェクトでは、融資すべきではない。</p>
(ご意見 19)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 全体について、この指針は JBIC/NEXI の努力義務を定めるものであり、この義務に違反した場合において JBIC/NEXI に特段の罰則が生じるものではないと理解している。であればこそ、あいまいな表現は排除するべきだと考える。 2) 第 1 部 1 項 Para9 で JBIC/NEXI は融資等の意思決定後も「一定期間、必要に応じ、情報公開配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う」とあるが、同 Para3 において、JBIC/NEXI は透明性・アカウンタビリティを確保したプロセスおよびプロセスへのステークホルダーの参加が「重要であることに留意」している。特に原子力プロジェクトにおいては、ステークホルダーへの影響は大きく、長期に及ぶ。加えて透明性・アカウンタビリティはプロジェクトの安定的な継続にも寄与し、結果として、融資・付保を行った JBIC/NEXI のリスク低減にもつながる。よって、プロジェクト実施期間中は継続的にモニタリングを継続すべきであり、「一定期間」に限定するべきではないと考える。 3) 第 1 部 1 項 Para10 で JBIC/NEXI は適切な情報公開がなされるよう、「なるべく」早期の段階から働きかけるとあるが、「なるべく」というあいまいな表現を使うべきではない。 4) 第 1 部 3 項(3)Para3 で JBIC/NEXI は「融資等の意思決定の後一定期間、借入人等を通じてモニタリングを行う」とあるが、一定期間に限定するべきではない。 5) 第 1 部 3 項(6)Para2 で JBIC/NEXI は「指針に沿った適切な情報公開配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる」とあるが、「実施しない」とするべきだ。 6) 第 1 部 4 項(2)Para2 で JBIC/NEXI は「融資契約締結後の後一定期間、借入人等を通じ、プロジェクト実施者等による情報公開配慮のうち重要な項目につき、実施結果の確認を行う」とあるが、一定期間に限定するべきではない。 7) 第 1 部 5 項 Para2 で JBIC/NEXI は「情報公開配慮上重要な文書につき、当行ウェブサイト等で、その入手後できるだけ速やかに公開する」としているが、言語は少なくとも現地で使用されている言語及び英語で開示されるべきだ。

	<p>原子力は極めて専門的な分野であり、使用される用語も非専門家には理解困難である。加えて今後原発プロジェクトが進められる国、特に新規原発導入国においては、原子力の専門家は数少なく、住民サイドに寄り添う専門家の存在は期待しにくい。</p> <p>住民は国外の専門家に対しアドバイスを求めることが想定されるが、現地語のみでは住民が国外の専門家に問い合わせることは極めて困難だ。第1部1項 Para3 他でステークホルダーとの協議の重要性に留意しているが、現地語のみで資料が公開された場合、現実的にはステークホルダーとの協議は実施不可能となる。</p> <p>8) 情報公開のタイミングについて具体的な記述が存在しないが、意思決定前、プロジェクトについてステークホルダーが理解するための十分な期間を明示するべきだ。</p>
(ご意見 20)	<p>日本の原子力産業の海外展開を促進し、日本経済の健全な発展と国際的な環境問題に寄与すべく、本指針により原子力プロジェクトの実施主体による適切な情報公開を担保しつつ、輸出競争力を確保するため他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましいと考えます。具体的には(別紙)の通り。</p> <p>(ご意見 16 と同じ)</p>
(ご意見 21)	<p>福島原発事故以来、100%の安全はなく、原発事故は起こり得るものという前提に立った考え方が一般的となりました。指針案の第2部(2)情報公開の4)緊急時の準備と対応計画内容の例示の中に、避難後の生活再建をどのようにするのか、損害賠償の責任者は誰と誰になるのか、完全賠償するのか、健康被害の把握と治療をどのようにするのか、事故原因の究明をどのように行うのかという内容を入れてください。(3)住民参加の1)住民への情報提供の「情報」について、低レベル放射線の影響等、専門家間で意見の分かれるものについては、どちらも公平に併記するとしてください。</p> <p>先にお送りいたしました以下の意見に、もうひとつ「放射能汚染された森林の除染をどのように行うのか」という内容を、4)緊急時の準備と対応計画内容の例示の中に入れてください。</p>
(ご意見 22)	<p>原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針(案)について、以下、意見を提出いたします。</p> <p>JBIC/NEXI が、情報公開に関する指針を策定しようとしていること、そのために10回にも及ぶコンサルテーション会合を開催したことは評価します。そのうえで、以下の点について、市民が広く納得できるように見直してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公開すべき項目を具体的に示してください。 • 情報公開のタイミングは、「原則融資等を意思決定する際」とされていますが、「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」等の情報公開が後回しにならないようにし

	<p>てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるように明記してください。 ・ 情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られていますが、英語など国際的なレビューが可能な言語での情報公開も行うようにしてください。 ・ 住民への説明、住民からの意見の受付等について、明記してください。 ・ 原子力事業は広く影響を及ぼす可能性があるため、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を義務付けてください。 ・ 指針の範囲が、情報公開にとどまっています。本来であれば、他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、JBIC、NEXI ともが責任をもって審査を行うべきです。JBIC、NEXI による審査についても、明記してください。
(ご意見 23)	<p>原子力プロジェクトに関わらず、戦後、日本がおこなってきている政府の文言について、法律でさえ憲法と間逆のことが書かれ、施行されていることがわかってきました。</p> <p>原子力プロジェクトにおいては、国内でさえ、誰が責任をとるか責任の所在はあいまいにされていることが福島原発事故でわかったのにもかかわらず、現時点でも原発事故の根本的原因や電気がたりているのに再稼動などさまざまなことが不明確のまま、再稼動がされているという世界一金持ちな工業国とは思えない状況がつづいています。</p> <p>安全神話も原発が電気をおこすのに安価だというウソはばれたのにもかかわらず誰も責任をとらない。</p> <p>にもかかわらず政府は積極的に原子力プロジェクトの輸出を試みようとしていますが、国内でも事故後の後処理も6年以上たってもゴテゴテで、多額な税金ですすめた復興(私たちの税金です!)についても、一番支援が必要な被災者や、今も出続ける放射能汚染の垂れ流しについては、誰も責任をとろうとしません。</p> <p>こんな状況から、事故がおこれば私たち国民の税金が使われる原子力プロジェクトを絶対に推進しないでください!</p> <p>そして、今回の情報公開指針案は以下のような問題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あいまいな文言が多く、公開すべき項目が具体的でないこと。情報公開が不十分でも、融資・付保を許してしまうこと ・ 情報公開のタイミングが、「原則融資等を意思決定する際にレビューする」とされているが、「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされてしまう恐れがあること ・ 融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきであるが、明記されていないこと <p>(参考: JBIC/NEXI の環境社会配慮ガイドラインにおいては、情報公開は「意思決定に先</p>

	<p>立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める」とされており、具体的には「45 日程度は公開が可能となるよう努める」となっています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られていること。英語など国際的なレビューが可能な言語での情報公開も必要であること。 ・住民への説明、住民からの意見の受付などについて、明記されていないこと ・原子力事業は広く影響を及ぼす可能性があるため、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を求めるべきであること ・指針の範囲が、情報公開にとどまっているが、本来であれば、他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、JBIC、NEXI ともが責任をもって審査を行うべきこと <p>また、今からでも遅くないので、こんな馬鹿なプロジェクトに国際協力銀行が資金提供をするのを阻止してほしいです！。</p>
(ご意見 24)	<p>【総論】</p> <p>情報公開指針案については、産業界、NGO、有識者など広く一般から参加を募り、国際協力銀行と日本貿易保険との共催で計 10 回におよぶコンサルテーション会合を開催され、論点整理を行い、まとめられている。その過程については、弊会から、毎回、同会合に出席し、議論の経緯を把握してきた。</p> <p>今回の情報公開指針案は、原子力プロジェクトに関わる情報公開および住民参加に関する国際的枠組みと公的輸出信用と環境社会デューディリジェンスに関するコモンアプローチを踏まえて作成されている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であることを認識するとともに、同情報公開指針に基づく適切な情報公開配慮の確保に最大限の努力を行うとしており、これらの考え方に基づく方針について、特段異論はない。</p> <p>情報公開指針案は、国際協力銀行ならびに日本貿易保険の「環境社会配慮確認のためのガイドライン」を補完し、わが国政府の政策を踏まえ環境社会に配慮した外国貿易とその他の対外取引の健全な発展に寄与するべく定められたと認識している。一方、わが国企業は、海外事業展開において、他国企業との熾烈な競争にさらされており、従来から Equal Footing の原則の確保を求めてきたところであり、情報公開等については、OECD 加盟国との比較において同水準の確認内容・手続となるよう適切に運用されることを期待する。</p>
(ご意見 25)	<p>この情報公開指針案には以下のような問題があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. あいまいな文言が多く、公開すべき項目が具体的でない。情報公開が不十分でも、融資・付保を許してしまう危険があります。 2. 情報公開のタイミングが、「原則融資等を意思決定する際にレビューする」とされているが、「通知、避難に関する計画」や「保安に関する計画」の情報公開が後回しにされてしまう恐れがあります。 3. 融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきであるが、

	<p>明記されていない。(参考:JBIC/NEXI の環境社会配慮ガイドラインにおいては、情報公開は「意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める」とされており、具体的には「45 日程度は公開が可能となるよう努める」となっています。)</p> <p>4. 情報公開が事業実施地域での言語に限られている。国際的なレビューを可能とするため英語と、融資国である日本におけるレビューを可能とするため日本語での情報公開も義務付けるべき。</p> <p>5. 住民への説明、住民からの意見の受付などについて、明記されていない。</p> <p>6. 原子力事業は広く影響を及ぼす可能性があるため、地元住民のみならず、広域にわたる人々(国民的レベルの範囲で)への説明を求めるべきです。</p> <p>7. 指針の範囲が、情報公開にとどまっているが、本来であれば、他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、JBIC、NEXI がともに責任をもって審査を行うべきであり、いったん事故が起これば融資者もその責任を免れないことを肝に銘ずべきです。</p> <p>上記 7 点を指摘し、修正を求めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
(ご意見 26)	<p>1. 情報公開のタイミング</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>支援の意思決定前、十分な時間的余裕をもって情報公開を行うべきである。「十分な時間的余裕」に関しては、FAQ など具体的な日数を記すべきである。 また、「通知、避難に関する計画」「保安に関する計画」についてもこのタイミングで公開すべきである。</p> </div> <p>理由)住民などが、当該事業について情報を得、必要に応じて、意見を表明し、事業者や JBIC/NEXI とやりとりをし、回答や追加情報を得るなどの時間的余裕を確保すべきである。また、「通知、避難に関する計画」「保安に関する計画」は、ともに事業のフェジビリティや安全性、社会的影響を判断する上で重要な文書であり、住民の安全に直接関係するものである。</p> <p>そもそも、この指針の議論の発端ともなった、近藤正道参議院議員の質問主意書に対し、「JBIC においては、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成する」と約束しており(平成二十年十一月十一日内閣参質一七〇第七七号)、ここで「緊急時の準備と対応」「使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画」を意思決定の後の公開でもよいとすることは、これに反する。</p> <p>2. 情報公開の言語</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現地で使われている言語および英語について、公開を行うべきである。</p> </div> <p>理由)現在の案では、英語についての公開は確保されていない。 英語での情報公開は、日本国内外におけるパブリック・レビューを可能とすること、住民が</p>

専門家に対して意見を求める重要な材料となることから重要である。
日本企業が関与する国際プロジェクトであるため、当然、英語での文書は作成されているはずであり、それを公開しないことの意味が不明である。

3. 情報公開の対象

「例示」ではなく、情報公開しなければならない項目を明記すべきである。

現在、「例示」されている項目に加え、以下を加えるべきである。

- 事業地の境界(周辺監視区域・住民の立ち入り禁止の区域など)
- 事業地と近隣の人口密集地の位置関係
- 事業地の代替案の検討過程
- 核燃料の調達計画
- 通常の運転時の周辺住民の被ばく線量評価
- 技術者・作業員の安全を確保するための計画
- 施設における放射線の管理計画
- 重大事故で予測される放射性物質の最大放出量および近隣住民に与える影響
- 地域住民やステークホルダーへの説明・協議の記録
- 事業許可(設置許可)およびその付属資料、審査に用いられた説明資料

理由) 現案の書き方では、事業者が、重要な情報を公開せずに秘匿し、表面的な情報公開を行っても、それを許してしまうことになる。

また、放射線の管理、作業員・住民等の安全の確保に関する計画などが、含まれていない。

4. ステークホルダー関与

住民・現地 NGO 等ステークホルダーへの説明・協議が必要であることを明確にすべき

理由) 現在の案では、「地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する」とされており、不明確である。住民等ステークホルダーへの説明・協議が必要であることを明記すべきである。

5. ステークホルダーの範囲

重大事故の影響が及ぶ広範囲の住民をステークホルダーとして、協議・説明の対象とすべきである。

理由) 原子力の重大事故の影響は広範囲に及ぶため。たとえば、日本では少なくとも 30km 圏内の自治体は原子力防災計画の立案が必要とされている。なお、福島第一原発事故では 30～40km ほど離れた飯館村も全村避難の対象となったことからわかるように、影響範囲はより広範囲であると考えられる。

<p>(ご意見 27)</p>	<p>一歳の子供を持つ母親です。</p> <p>安全確認体制が確立されていない原発を輸出すべきではないと思います。</p> <p>日本でも原発の廃棄物処理をする場所がないというのに、無責任すぎる。</p> <p>将来の子供たちの事を考えても原発自体に不安です。</p> <p>公的資金を使った原発事業の支援に当たっての安全確認は内閣府内に設けられた検討会議が行うことになっていますが、形式的なものにすぎず、相手国の条約の加入状況や体制を問うだけであり、「安全確認」とは名ばかりではないでしょうか。</p> <p>また、輸出先の国が日本のように原発事故が起こった場合責任はどうなるのでしょうか。日本が請け負うのですか？</p> <p>これらも含めて国民にきちんと説明すべきではないでしょうか。</p>
<p>(ご意見 28)</p>	<p>フクシマ事故によって原子力事業は、もはや採算が取れる事業ではなくなりました。東芝の例がこのことを端的に語っています。もし、強引に海外への原子力事業の展開を行えば、その責任はその企業とともに、後押しした日本政府が負うのは誰の目にも明らかです。もし、これに日本国民の税金が投入されるのであれば、当然ながら支出する国民すべてにその内容を明らかにすることが必要です。インドでは、原発建設に反対する住民が警察の暴力などによって故郷を追われ、死者まで出すに至っています。こうした事情を見ない美化された海外原発事業への支援とはいったい何でしょうか？情報公開手続きに関するパブコメということですが、原発輸出そのもののに反対であることを表明します。</p>
<p>(ご意見 29)</p>	<p>私は、日本で福島第一原発事故という世界を震撼させる深刻な原発事故が発生し、その後の事故処理が一向に進展せずに、7年近くを経てもいまだに放射性物質の拡散を制御しきれていない状況を見るにつけて、日本から原子力関連施設や資機材を輸出することを快く思えず、公的資金を用いた融資や信用付与はそもそも行って欲しくありません。</p> <p>今日意見を求められている「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」については、原子力プロジェクト実施者に対して、あらゆるステークホルダーへの必要・十分な情報提供を義務付ける機能を果たせる内容になっているかどうか、はなはだ疑問です。少なくとも最低限情報公開及び住民参加配慮すべき項目を具体的に義務付けるのでなければ、JBIC が、文字通り情報公開に「配慮する」姿勢があることを示すアリバイとしてしか機能しないおそれを払拭できません。</p> <p>指針案第2部の確認内容について、特に個別のプロジェクトにおける情報提供事項は、計画の具体性・詳細性に関する要求が全くなくあまりにも不十分です。</p> <p>具体的には、今年8月に国際環境 NGO FoE Japan 等4市民団体が行った情報開示に関する指針に盛り込むべき事項の提案を行っており(下記リンク)、それらの事項が公開されるべき事項として要求されなければならないと考えます。</p> <p>http://www.foejapan.org/energy/export/171107.html#sanko</p> <p>環境影響については、原子力施設が広大な範囲に影響を及ぼすリスクを考慮して、場合</p>

	<p>によっては国境を超えて影響を受ける周辺住民への配慮も考慮されなければなりません。</p> <p>「セキュリティの観点で機微な情報や商業上の秘密には十分配慮する」旨をわざわざ盛り込む必要はありません。この一文は、情報公開を拒む根拠を提供する弊害の方が絶大で、情報公開を要求する指針には不必要です。</p> <p>プロジェクトの必要性と代替案の検討、及び代替案が成立し得ないことの確認に関する情報は必須です。</p> <p>住民参加についても、配慮すべき「住民」の範囲や、必要十分な情報提供が行われているかどうか、プロジェクトの受け入れについての協議過程などについても、JBIC として、融資するプロジェクトが現地や周囲の環境や地域社会に悪影響を及ぼさないために、理想とする要求事項をあらかじめ提示する必要があるのではないのでしょうか。原案では、全く具体的な要求も挙げず、何とでもなる内容で、とても指針といえるものではないと思います。</p>
(ご意見 30)	<p>JBIC/NEXI が原発建設に投資することに反対します。福島原発事故の説明ができていないで、原発建設に日本の税金が使われることを反対します。</p> <p>投資する前にその原発の情報公開をする為の指針募集とのことですが、あいまいな文言、地域住民(広範囲)の賛同、避難計画の適性の確認等、不明瞭な処が多いと思いますので、情報公開しているので投資はいいだろうとの思惑が感じられ、この情報公開指針にも疑問がわきます。投資は原発にはしないで下さい！！</p>
(ご意見 31)	<p>情報公開指針案について、下記の問題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 融資の意思決定前に、十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきだと思いますが、それが明記されていません。 - 情報公開の言語が、事業実施地域での言語に限られていること。英語などの他の言語でもあるべきではないのでしょうか。 - 住民への説明、住民からの意見の受付などについて明記がありません。 <p>原発事故を起こした日本は、この事業の影響をきちんと考え、慎重に進めるべきだと思います。</p>
(ご意見 32)	<p>1. 情報公開配慮確認にかかる基本指針</p> <p>当行は、適切な情報公開配慮が行われるよう、その確保に最大限努力する。</p> <p>とあるが、適切な情報公開が必須ではなく、努力目標になっているように読める。原子力発電所の事故時の影響の大きさを鑑みるに、この方針では不十分と考えます。</p> <p>第 2 部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容</p> <p>(3)住民参加手続き:原子力プロジェクトの許認可プロセスへの住民参加状況。以下の点に留意(なお、1)乃至 3)については、住民が理解できる言語及び様式で行われることとする。)。</p>

	<p>とあるが、こちら事故の規模によっては、影響範囲が広大であり、英語など、近隣国住民や NGO が確認できる言語でも情報を公開すべき。また、事業当該国以外に影響が及ぶ位置に発電所が建設される場合、どのように広範なステークホルダーを協議に参加させるのか、明確に示されていない点も配慮が不十分である。</p>
(ご意見 33)	<p>前書きに「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全である」との文言が入ったことは評価される。ここに書かれていることは、情報公開指針だけではなく、原子力の案件に係る環境影響ガイドラインなどすべての指針類に記載されるべきである。</p> <p>情報公開指針に即していえば、この文言に書かれていることを実行するためにも、以下について、追加して記載すべきだと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所事故の教訓について事業者の考え方を記した文書の公開 ・意思決定に際して、福島第一原子力発電所事故の教訓についてどのように配慮したのかを記した文書の公開 ・福島第一原子力発電所事故の実態と影響について、住民に対して十分に説明されているのかの確認 ・福島第一原子力発電所事故のような重大事故に備えた保険についての情報公開
(ご意見 34)	<p>指針についての問題点を以下に書く。</p> <p>1、住民への説明、住民からの意見の受付などについて、明記されていない点。</p> <p>そもそも、本来、原子力事業はひとたび事故を起こせば、環境への影響を及ぼすことは2011年3月の福島第一原発事故で経験済みである。したがって、地元住民のみならず、広域にわたる人々への説明を求めるべきである。そして、これらの人々が納得できない計画であれば撤回すべきである。</p> <p>なぜならば、事業者は事故が起きた時にその場所から撤退すればよいが、その影響を受ける人々は生活はおろか人生そのものが大きく変えられてしまう危険を受けることになるからだ。</p> <p>2、情報公開の言語について、事業実施地域での言語に限られている点。英語など国際的なレビューが可能な言語での情報公開も必要である。</p> <p>というのは、原子力事故の影響は、地球規模で及ぶから。</p> <p>3、融資の意思決定前に十分な時間的余裕をもって情報公開が行われるべきであるが、明記されていない点。</p> <p>これが保障されないと、情報公開が単なるアリバイ作りにされてしまうから。</p>

	<p>4、あいまいな文言が多く、公開すべき項目が具体的でない点。情報公開が不十分でも、融資・付保を許してしまいかねない。</p> <p>「何のための、誰のための情報公開か」という、情報公開の目的が解っていないのではないか。</p> <p>本情報公開は、融資・付保する対象の原子力事業の影響を受ける広範囲な地域の人々と、税金が絡む問題なので日本国民が判断判断を行うための情報提供にある。その事を必ず念頭に置いて情報公開すべきだ。</p>
(ご意見 35)	<p>意見:いまだ福島原発事故からの精算を終えておらず、その後の汚染水の処理もままならない日本が、輸出を図る資格はないということが1点。</p> <p>もう1点は、そもそも原子力発電というシステム自体が、未来からの前借によって成り立っていることを考えると、これほど「無責任」な商売はないと考えます。</p> <p>核廃棄物を長い未来に渡って安全に保管し続けられるのかのプランがないものを、私は支持しません。</p> <p>したがって、原発輸出への公的支援は反対です。</p>
(ご意見 36)	<p>原子力発電所(以下、原発)の立地を前提とする指針作り自体に反対。</p> <p>株式会社国際協力銀行(JBIC)は、「原子力プロジェクト」への融資・貸付等をするべきではない。原発輸出に公的資金が使われてはならない。従って、原発輸出などを前提に新たな指針を作るのは間違っている。</p> <p>理由:</p> <p>原子力発電は、2011年3月11日の東日本大震災に伴う破局的な福島第一原発事故に示されている通り、大きな危険性を持つものであります。</p> <p>事故を起こした当事国である日本が海外へ原発を輸出すること自体、重大な危険性を孕む施設を輸出することであり、到底看過できません。</p> <p>今回国際協力銀行(JBIC)が作ろうとしている指針案は、「誰も安全を確認しない原発輸出の無責任体制」(http://www.foejapan.org/energy/export/170720.html)と指摘されてきた通り、危険な施設である原発の輸出にあたり安全への意識の欠如が露わであり、責任が回避されているかのような内容であります。</p> <p>指針案の内容にも到底受け入れ難いものがあります。</p> <p>私は、原発輸出を前提とする指針を作ること自体に反対します。</p>

<p>(ご意見 37)</p>	<p>指針・前書きには“東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全である”とありますが、真摯に教訓を踏まえるのであれば、「最も優先されるべき安全」の確保には、これ以上原子力発電所を増やさない事以外、一体何があるのでしょうか。</p> <p>震災による原発事故により、改めて私たち人類には「受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう」な原子力利用は不可能である事が証明されたはずです。</p> <p>「原子力発電による被害は必ずあるが、私たちは被害の軽減に尽力する」との表明は、未だ「被害」の現実を無視していると感じざるを得ません。</p> <p>取り除くことの出来ない人命に多大なる影響を及ぼす「毒」を量産するが、解毒剤は未だなし、である現在の原子力プロジェクトについて賛同出来る点は、この地球に暮らす人間の一人として、一つも見当たらない。</p>
<p>(ご意見 38)</p>	<p>次のとおり意見を送ります。</p> <p>p3 のところで、融資等や内諾の意思決定以降においても、「一定期間」とありますが、一定とはどれぐらいの期間を指すのでしょうか？</p> <p>リードタイムの長い案件もあるため、一旦融資等が行われたのであれば、事業が行われる間は廃止措置等も含めて長期にわたり情報公開配慮がなされるよう、単に「働きかける」のではなく、強制力をもって管理することを両社に求めます。</p> <p>また、第三者によるモニタリングを行うようにしてほしいと存じます。</p> <p>他にも意見がございますが、時間の関係上2点、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>(ご意見 39)</p>	<p>以下意見を申し上げます。</p> <p>1. 情報公開配慮確認にかかる基本指針 当行は、適切な情報公開配慮が行われるよう、その確保に最大限努力する。</p> <p>とあるが、適切な情報公開が必須ではなく、努力目標になっているように読める。</p>

	<p>原子力発電所の事故時の影響の大きさを鑑みるに、この方針では不十分である。最大限ではなく、伴えば実施、伴わなければ実施しないと具体的に明記すべき。</p> <p>第2部 原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する内容について (3)住民参加手続き:原子力プロジェクトの許認可プロセスへの住民参加状況。以下の点に留意(なお、1)乃至 3)については、住民が理解できる言語及び様式で行われることとする。)</p> <p>とある。</p> <p>しかしこちらも事故の規模によっては、影響範囲が広大であり、英語など、近隣国住民やNGOが確認できる言語でも情報を公開すべきである。</p> <p>また、事業当該国以外に影響が及ぶ位置に発電所が建設される場合は特に、どのように広範なステークホルダーを協議に参加させるのか、明確に示されていない点も配慮が不十分である。</p> <p>以上。</p>
(ご意見 40)	<ol style="list-style-type: none"> 1. まず、福島原発事故の収束ができておらず、いまだ多くの人々が事故の被害に苦しんでいる最中に、日本の公的機関が原発輸出を進めるための指針を作成していること自体に抗議したい。 2. 日本が世界に誇る企業であった東芝の失敗をどのように総括しているのか。東芝問題の引き金を引いたのが原発への投資であることは明らかである。国民の税金を含む公的資金で原発への融資や補償を進めることは、日本という国を東芝化させることであり、到底受け入れられない。いまだ原発事業に採算性があると考え人々は、経営者とは言えない。慣性の法則に逆らえない愚者としか思えない。 3. 環境社会配慮を実施する上で、貴行が参照する世界銀行は原発に融資をしないとしている。キム世銀総裁は2015年に来日した際、「原発はリスクが未知数なため、世銀は投資の対象にはしない。炭素税導入で、火力発電によるCO2排出量を抑えると同時に、地熱、水力などのクリーンエネルギーへの投資を拡大するべきと考えている」と発言したそうだ。福島原発事故を経験し、先進国として温暖化防止にも重い責任を持つ国のエネルギー政策として、こうした姿勢を取るべきである。 4. 当該指針案で、「原子力プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう、さまざまな手段を活用し、プロジェクト実施者等により適切な情報公開配慮がなされていることを確認する」というが、どのような情報公開がなされれば「受け入れることのできないような影響をもたらすことがない」ことを確認できるのかがわからない。詳細なリストを公開すべきであ

る。FoE Japan などが 2016 年 1 月 28 日に提出した提言書に書かれている指針に盛り込むべき事項を取り入れるべきである。

<http://www.foejapan.org/energy/export/171107.html#sanko>

なお、「通知や避難に関する計画」を後回しにするような考えはもっての他である。

1. 日本の公的資金を扱う組織として、これらの情報は、融資が検討されるプロジェクトの地域のコミュニティが理解可能な言語および英語と合わせて、日本語でも用意されるべきである。
2. そもそも情報公開への配慮で原発の影響を防止できるのか、疑問である。曲がりなりにも原発への融資を検討するのであれば、少なくとも他のセクターの事業と同様、その安全性に関して、貴行が責任をもって審査を行うべきである。